

新規公開株式の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

2021年8月

岡三オンライン証券株式会社

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される株式（以下「新規公開株式」といいます。）のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。予めよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 新規公開株式のお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等により行います。
- 新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じる恐れがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標に係る変動などにより損失が生じる恐れがあります

- ・ 新規公開株式のお取引にあたっては、株式相場等の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じる恐れがあります。
- ・ 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じる恐れがあります。

有価証券の発行者等の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じる恐れがあります

- ・ 新規公開株式の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じる恐れがあります。
- ・ 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じる恐れがあります。

新規公開株式のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 新規公開株式のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開株式のお取引については、以下によります。

- ・新規公開株式の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・新規公開株式の売出し

金融商品取引契約に関する租税の概要

新規公開株式の募集又は売出しに際して課税はされません。

なお、上場後の株式に係る課税は次のとおりです。

個人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

- ・上場株式の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・上場株式の配当金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。
- ・上場株式の配当、譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当、及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

- ・上場株式の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、予め当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ・ご注文いただいた新規公開株式のお取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。
- ・万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社のコールセンターへ直接ご連絡ください。

当社の概要

商号等	岡三オンライン証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第52号
本店所在地	〒104 - 0061 東京都中央区銀座三丁目9番7号 トレランス銀座ビルディング3階
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター ※ 金融ADR制度の詳細及び連絡先等については、当社Webサイトをご確認ください。
資本金	25億円（2021年3月31日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2006年1月
連絡先	コールセンター （ご意見・苦情等窓口） 電話番号：0120 - 146 - 890（携帯からは03 - 6386 - 4473） 受付時間：月～金 8:00から17:00（年末年始及び祝日を除く）

その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

以上

新株式発行及び自己株式の処分並びに 株式売出届出目論見書の訂正事項分

2021年11月
(第2回訂正分)

株式会社ラストワンマイル

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2021年11月15日に関東財務局長に提出し、2021年11月16日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2021年10月20日付をもって提出した有価証券届出書及び2021年11月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集171,200株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し231,700株(引受人の買取引受による売出し179,200株・オーバーアロットメントによる売出し52,500株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2021年11月15日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【募集の方法】

2021年11月15日に決定された引受価額(1,573.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,710円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「資本組入額の総額(円)」の欄：

「96,563,200」を「100,684,800」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「96,563,200」を「100,684,800」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,710」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,573.20」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「786.60」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき1,710」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(1,570円~1,710円)に基づいてブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,710円と決定しました。
なお、引受価額は1,573.20円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,710円)と会社法上の払込金額(1,334.50円)及び2021年11月15日に決定された引受価額(1,573.20円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は786.60円(増加する資本準備金の額の総額100,684,800円)と決定いたしました。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額は資本組入れされません。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,573.20円)は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、2021年11月22日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき1,573.20円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき136.80円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

(注) 上記引受人と2021年11月15日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「258,306,560」を「269,331,840」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「248,306,560」を「259,331,840」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額259,331千円及び「1 新規発行株式」の(注)4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限82,593千円を合わせた、手取概算額合計上限341,924千円については、①事業拡大に伴う人件費及び採用費及び②人材確保及び教育訓練にかかる人材教育費、並びに③業務基幹システム強化に係る外注費用に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

①ラストワンマイル事業拡大のため、営業部門、インサイドセールスセンター、エンジニア等の優秀な人材を確保するために人件費及び採用費として112,330千円(2021年11月期2,877千円、2022年11月期53,488千円、2023年11月期55,963千円)を充当する予定であります。

②採用した人材を早期に育成するための教育訓練にかかる研修費として1,993千円(2021年11月期57千円、2022年11月期947千円、2023年11月期988千円)を充当する予定であります。

③ラストワンマイル事業に係る基幹システムを強化し、生産性の向上、業務効率化を目的とした外注費用として227,600千円(2021年11月期6,473千円、2022年11月期115,390千円、2023年11月期105,736千円)を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2021年11月15日に決定された引受価額(1,573.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,710円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。

引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:「293,888,000」を「306,432,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「293,888,000」を「306,432,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び 5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄:「未定(注)1(注)2」を「1,710」に訂正。

「引受価額(円)」の欄:「未定(注)2」を「1,573.20」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)2」を「1株につき1,710」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄:「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	株式会社SBI証券	126,700株
	あかつき証券株式会社	14,000株
	岡三証券株式会社	7,000株
	松井証券株式会社	7,000株
	水戸証券株式会社	3,500株
	極東証券株式会社	3,500株
	東洋証券株式会社	3,500株
	楽天証券株式会社	3,500株
	マネックス証券株式会社	3,500株
	丸三証券株式会社	3,500株
	東海東京証券株式会社	3,500株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2021年11月15日に元引受契約を締結いたしました。

8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。当該委託販売分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。また、これらの委託販売分とは別に株式会社SBI証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託します。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われます。なお、当社の株主は、その有する1単元(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)2をご参照下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「86,100,000」を「89,775,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「86,100,000」を「89,775,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘察した結果、株式会社SBI証券が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(注)5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,710」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき1,710」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により2021年11月15日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である清水望（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年10月20日及び2021年11月4日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式52,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行う事を決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 52,500株
募集株式の払込金額	1株につき1,334.50円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 <u>(注)</u>
払込期日	2021年12月17日（金）
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都豊島区東池袋一丁目18番1号 株式会社みずほ銀行 池袋支店

(注) 割当価格は、2021年11月15日に1,573.20円に決定いたしました。

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2021年12月14日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数 (52,500株) を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行及び自己株式の処分並びに 株式売出届出目論見書の訂正事項分

2021年11月
(第1回訂正分)

株式会社ラストワンマイル

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2021年11月5日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2021年10月20日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集171,200株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し231,700株（引受人の買取引受による売出し179,200株・オーバーアロットメントによる売出し52,500株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、2021年11月4日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 発行数については、2021年10月20日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数128,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数43,200株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)のうち、自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

2 【募集の方法】

2021年11月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2021年11月4日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,334.50円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「発行価額の総額(円)」の欄：

「144,704,000」を「170,816,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「自己株式の処分」の「発行価額の総額(円)」の欄：

「48,837,600」を「57,650,400」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「資本組入額の総額(円)」の欄：

「78,310,400」を「96,563,200」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「193,541,600」を「228,466,400」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「78,310,400」を「96,563,200」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（1,570円～1,710円）の平均価格（1,640円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は280,768,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,334.50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,570円以上1,710円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年11月15日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,334.50円）及び2021年11月15日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,334.50円）を下回る場合は本募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄外注記の訂正>

(注) 上記引受人と発行価格決定日(2021年11月15日)に元引受契約を締結する予定であります。

(注) 1. の全文及び 2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄: 「209,480,320」を「258,306,560」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄: 「199,480,320」を「248,306,560」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に関して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,570円~1,710円)の平均価格(1,640円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額248,306千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限79,212千円を合わせた、手取概算額合計上限327,518千円については、①事業拡大に伴う人件費及び採用費及び②人材確保及び教育訓練にかかる人材教育費、並びに③業務基幹システム強化に係る外注費用に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

①ラストワンマイル事業拡大のため、営業部門、インサイドセールスセンター、エンジニア等の優秀な人材を確保するために人件費及び採用費として107,597千円(2021年11月期2,756千円、2022年11月期51,235千円、2023年11月期53,605千円)を充当する予定であります。

②採用した人材を早期に育成するための教育訓練にかかる研修費として1,909千円(2021年11月期55千円、2022年11月期907千円、2023年11月期946千円)を充当する予定であります。

③ラストワンマイル事業に係る基幹システムを強化し、生産性の向上、業務効率化を目的とした外注費用として218,010千円(2021年11月期6,200千円、2022年11月期110,528千円、2023年11月期101,281千円)を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「238,336,000」を「293,888,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「238,336,000」を「293,888,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件 (1,570円~1,710円) の平均価格 (1,640円) で算出した見込額であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「69,825,000」を「86,100,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「69,825,000」を「86,100,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件 (1,570円~1,710円) の平均価格 (1,640円) で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である清水望（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年10月20日 及び2021年11月4日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式52,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行う事を決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 52,500株
募集株式の払込金額	<u>1株につき1,334.50円</u>
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2021年12月17日（金）
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都豊島区東池袋一丁目18番1号 株式会社みずほ銀行 池袋支店

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2021年12月14日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行及び自己株式の処分並びに
株式売出届出目論見書

2021年10月



株式会社ラストワンマイル

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式193,541千円（見込額）の募集及び株式238,336千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式69,825千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年10月20日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行及び自己株式の処分並びに 株式売出届出目論見書

株式会社ラストワンマイル

東京都豊島区東池袋四丁目21番1号アウルタワー3階

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 経営理念



MISSION

リアルの価値を最大化する

Service × Timing × Method

「最高のサービス」「必要なタイミング」「最適な方法」

WEB広告やマス広告では伝えきれない、顧客と企業を繋ぐ「最後の一手＝ラストワンマイル」をリアルコミュニケーションの力で結び、“最高のサービス”を“必要なタイミング”に“最適な方法”で届け、顧客や企業が抱える課題を解決しております。

PHILOSOPHY

“繋げる”“与える”で関わる世界中の人々を幸せに

VISION

21世紀の革新的サービスをラストワンマイルで
1人でも多くに伝え、世界中のお客様に幸せを届ける

代表メッセージ

私たちの生きている21世紀は、テクノロジーが過去に例を見ないスピードで進化しております。近年では、革新的なサービスが世界中で次々と生まれては消えており、生活に必要不可欠なライフラインサービスも日々進化を続けております。そして、テクノロジーの急速な発展による情報の混沌化や情報格差は、今後益々加速していくと予測されます。

しかし、いくら革新的なサービスがあっても、お客様が本当に素晴らしいと思えるサービスをお客様自身で選択できないと意味がありません。当社グループはインサイドセールスを活用し、お客様と直接対話を行い、お客様が本当に必要なサービスを選択できるよう、お客様それぞれのニーズを踏まえた情報を届けております。

WEB広告でもマス広告でも届かない、お客様との最後の一手を繋ぐセールスとサービスのハイブリッドプロバイダーとして、“ラストワンマイル”の価値をインサイドセールスで最大化し、より良いサービスを世界中に届けてまいります。

2. 事業内容

必要なタイミング = 「新生活」

当社グループのメインターゲットである新生活マーケットは、進学や結婚・転職・住宅購入などのライフイベントを迎えるたびに発生し、また住宅の賃貸・購入に合わせ様々なサービスの購買活動が活発になるため、経済効果の高いマーケットです。様々なサービスが溢れかえる情報過多の現代では、「何を選べばいいかわからない」という顧客の悩み、「素晴らしいサービスがあるのに提供方法がない」という企業の悩み等、様々な課題が顕在化しております。



当社グループは「セールスとサービスのハイブリッドプロバイダー」として、サービス提供事業者とエンドユーザーの双方へ価値を提供します。

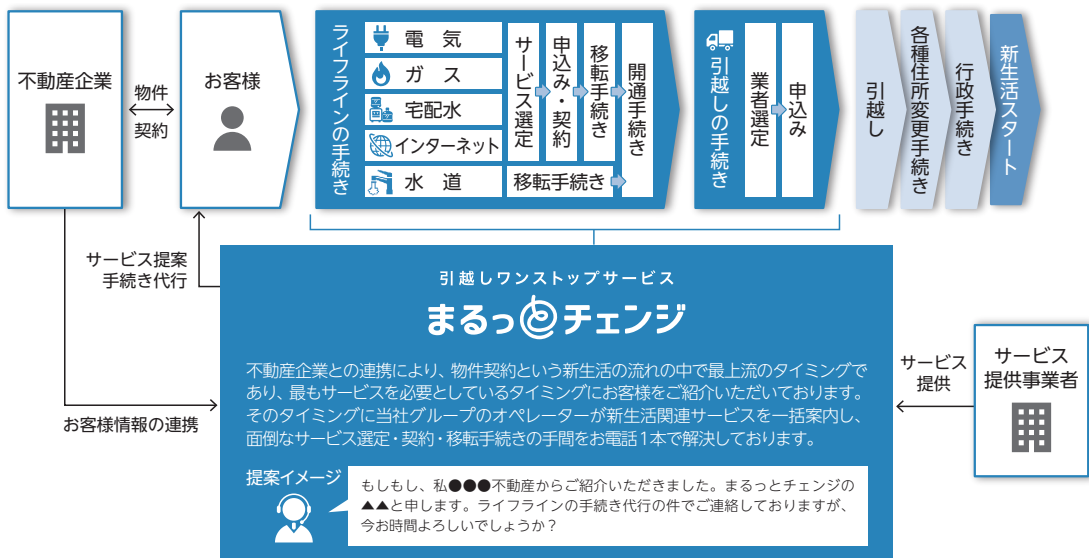


当社グループは、サービス提供事業者、サービス販売事業者両方のノウハウを有するハイブリッドの立ち位置のため、サービスに偏らずエンドユーザーが本当に求めるサービスをワンストップで提供することが可能です。サービス提供事業者には当社グループがセールスを行うことで新規顧客の獲得・拡販という価値を提供し、エンドユーザーにはサービス提供企業のサービスを提供するだけでなく、自社サービス「まるっとシリーズ」の開発を行い、エンドユーザーの求めるよりよいサービス提供を行うという価値を提供します。

引越しワンストップサービスまるとチェンジ

新生活の最上流である物件契約のタイミングに、 お客様のニーズを汲み取り必要なサービスを最適な方法で提供

当社グループは新生活マーケットに対し、「引越しワンストップサービスまるとチェンジ」という、ライフライン手続き代行サービスを提供しております。当社グループは不動産企業をはじめとする新生活関連企業との提携によって、物件契約という新生活のあらゆるサービスを検討し始める最上流のタイミングであり、最もサービスを必要としているタイミングにお客様をご紹介いただいております。その必要なタイミングに、当社グループが運営するインサイドセールスのオペレーターがお客様のニーズをヒアリングしながらライフラインサービスの選定や契約、移転手続きを代行し、新生活における手間をとことん削減するというサービスです。従来は電気、ガス、インターネット、ウォーターサーバーなどの各サービスをお客様がご自身で選定し、さらにサービスごとに契約や移転手続きが必要でしたが、当社グループがそれらをお電話1本・ワンストップで代行することにより、お客様は物件契約と引越し後の手続きのみとなります。



インサイドセールスセンター

お客様とのコミュニケーションの要となる当社グループのインサイドセールスセンターは、池袋本社、福岡、仙台の全国に3拠点で運営しており、約400席を有しております。

また、評価制度の充実化、当社グループ独自の研修制度を実施し、営業力を向上させる教育体制を整備しております。さらに高品質・低クレームの実現のため、3重のチェック体制によるモニタリング、アナリティクスを活用したトーク内容の定量的分析を行い、セールス品質の標準化を行っております。



取り扱いサービス

1：自社サービス

まるっとシリーズ

新生活に必要なライフラインサービスを中心に既存サービスでは埋めきれない顧客のニーズを反映し開発・運営しております。決済をひとつにまとめることができ、自社アプリ「まるっとポータル」で一元管理が可能。複数サービスのお申込みで割引も適用。

まるっとでんき

電気だけにとどまらず、不用品の買取、家電修理サポート、引越し代金の割引など様々な特典を付与。

まるっとガス

東京ガスと同じ料金体系で利用可能。「まるっとでんき」などのサービスとセットにすることで割引特典が受けられる。

まるっとWATER

厳選した採水地の天然水を使ったナチュラルミネラルウォーター。ウォーターサーバーには珍しい「非加熱処理」を実施。

まるっとひかり

NTT東日本、NTT西日本が提供する光ファイバーサービス「フレッツ光」をベースに、人気の高速回線・使い放題のサービス。

まるっとWi-Fi

クラウドSIMモバイルWi-Fiルーターサービス。ベーシックプラン・プレミアムプランの2種類をご用意。

まるっと定額パック

電気、ガス、インターネットのライフライン契約をまとめて定額で提供。家計管理を簡便化する業界初(※)の定額型のサービス。

まるっとIoTマンション

インターネット無料設備だけでなく、オーナー様向けの空室対策のサービスまで幅広く対応。



※：ガス料金も含めた定額プランとして業界初。2020年4月6日付自社調べ。

2：取次サービス

お客様のあらゆるニーズに応えるため、生活に必要な多種多様なサービスを取りそろえ、お客様にとって最高のサービスを選択・提案できる体制を構築。

100種類以上の
サービスを提供

ライフライン商材



インターネット回線



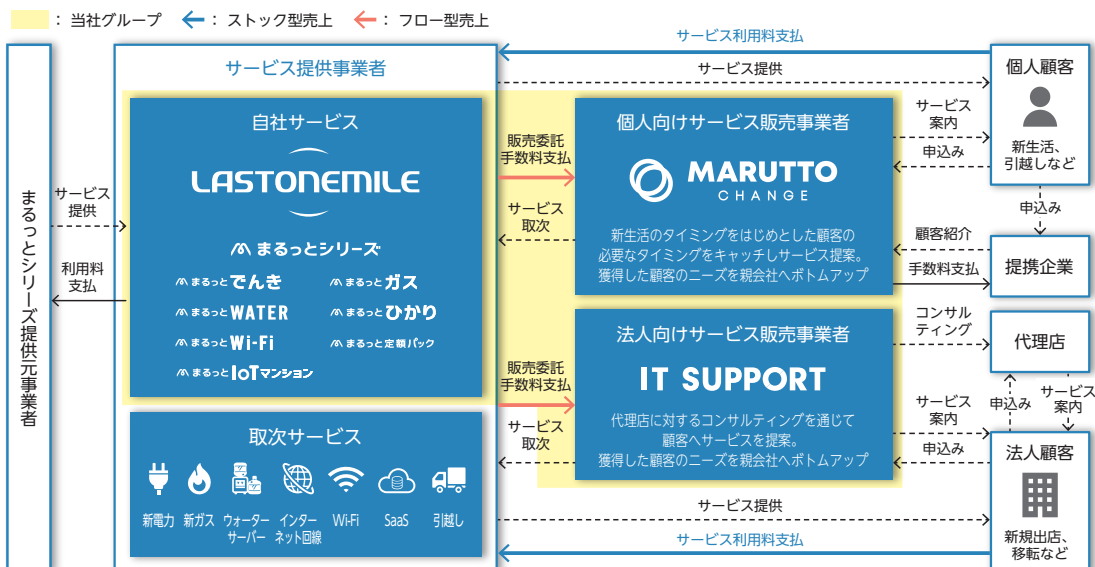
生活・情報サービス商材



当社グループ事業系統図

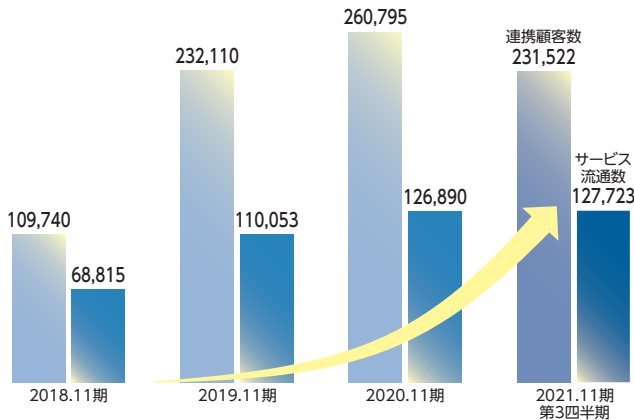
当社グループは、ラストワンマイル事業の発展を支えるため、サービス提供事業者、サービス取次事業者のハイブリッドの立ち位置で両方のノウハウを最高水準で確立することを目指しております。

収益モデルとしては、自社サービスの利用料として顧客から得るストック型売上と、取次サービスを販売した手数料として得るフロー型売上の2軸が主たる源泉となっております。



3. 主要KPI「サービス流通数」と連携顧客数の推移

当社グループは、自社サービス・取次サービス問わず、サービス流通数（新規販売件数）を最も重要なKPIとして設定しております。サービス流通数は当社グループの成長の要であり、サービス流通数が増加することにより顧客及び提携企業からの認知度も高まり、その結果当社グループ事業の価値向上に繋がると考えております。



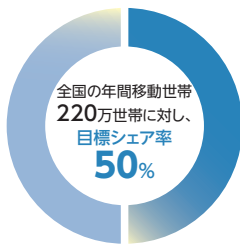
連携顧客数(単位:件)
 → 提携企業からの顧客紹介数
 直近年間移動世帯数約220万世帯に対し
 現在 約 **11.9%** の顧客の
 新生活のタイミングを獲得
 ※2020年11月実績

サービス流通数※(単位:件)
 → 新規サービス契約件数(自社・他社問わず)
 CAGR **35.8%**
 連携顧客数に対し安定的に成長
 (2018.11期/2020.11期)

※サービス流通数 算出方法：当社グループの自社サービス及び当社グループが取次販売をしている他社サービスの契約申込み数の合計であり1人の顧客が複数のサービスを契約した場合はそれぞれを1件として集計しております。既に販売を停止しないし停止する予定のサービスは除いております。

4. 成長戦略

① 提携企業拡大・リレーション強化



年間移動世帯数に対し、提携企業からの顧客紹介数50%を目指す。知名度向上による開拓速度の向上、大手企業とのアライアンス等を実施し、2世帯に1世帯は当社グループからのアプローチを行っている世界を目指してまいります。

② 自社サービス拡充



生活に必須であるインフラサービスの決済を1本化できるため、本質的な顧客の手間の削減を行い、LTV^{(注)1}向上を図る。また、未取リスクが低いという利点を活かし、他サービスとのクロスセルを行い、1人当たりのサービス利用数アップを目指す。

③ 販売チャネル拡充



デジタルマーケティング^{(注)2}を強化し、新生活に関する検索を自社で運営しているメディアへ誘導し、顧客を獲得することでマルチチャネル化を図る。「引越するならまるっとチェンジ」を合言葉に顧客からの直接流入を拡大していく。

④ システム強化

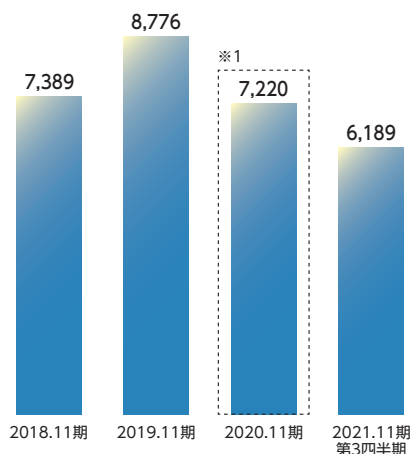


獲得した顧客の囲い込みを行い、自社CRM^{(注)3}・アプリを活用して顧客の様々なライフイベントに対するニーズをキャッチ。顧客とのタッチポイントを増加させ、未契約データから必要なサービスのクロスセルを行い、LTV向上を図る。

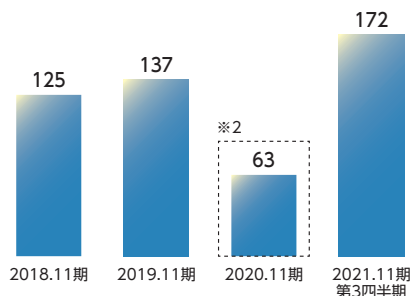
(注)1. ライフタイムバリューの略称で、「顧客生涯価値」を指します。具体的には1人又は1社の顧客が、取引を始めてから終わりまでの期間内にどれだけの利益をもたらすのかを算出したものを指します。
 2. デジタルマーケティングとはスマートフォン等の電子デバイスやインターネットを利用するマーケティングの総称です。
 3. カスタマーリレーションマーケティングの略称で、見込み顧客情報を一元管理し、主にメール・SNS・Web等を活用し、営業活動を自動化するシステムです。

5. 業績等の推移

売上高（単位：百万円）



経常利益（単位：百万円）



※1 当社グループは2019年7月に一部の他社サービス取次の契約内容を変更し、総額表示から純額表示に変更しております。2020年11月期は通期で影響しており減収となっております。

※2 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う世界的な経済の混乱を受け、従来計画していた景気動向の影響を受けづらい自社サービスの獲得に一層注力したことにより減益となっております。

※3 2018年11月期の数値については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

自社サービス（ストック指標）

売上比率 (2021.11期第3四半期)	41.2%	顧客が契約している限り継続的に得られるストック型売上比率は41.2%まで成長し、今後も拡大してまいります。
売上伸率 (2016.11期～2020.11期)	43倍	安定的な収益源であるストック型の売上は順調に成長しており、事業成長のための安定的な財務基盤となっております。
ARR ※1 (2021.11期8月時点)	37億円	一時的な手数料収入等を含まない、ストック型売上である自社サービスのARRは37億円まで成長しており、継続的に増加しております。
Churn Rate ※2 (2020.11期平均)	1.7%	BtoCビジネスにおけるChurn Rateの一般的な水準とされている3%～10%に対して低水準で推移し、安定したストック型収益の積上げに寄っております。

※1 ARR：Annual Recurring Revenue（アニュアル・リカーリング・レベニュー）の略。算出方法：2021年8月時点のストック型売上に12（ヶ月）を乗じて算出

※2 Churn Rate：解約率。算出方法：当該年各月の自社サービス保有顧客数の合計値に当該年解約数を除して算出

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月		第8期 2019年11月	第9期 2020年11月	第10期第3四半期 2021年8月
売上高	(千円)	8,776,794	7,220,406	6,189,121
経常利益	(千円)	137,780	63,902	172,450
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益	(千円)	39,648	19,410	114,292
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	39,648	19,410	114,292
純資産額	(千円)	789,046	808,456	922,748
総資産額	(千円)	2,343,614	2,137,024	2,421,301
1株当たり純資産額	(円)	308.07	315.65	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	15.48	7.58	44.62
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	33.7	37.8	—
自己資本利益率	(%)	5.2	2.4	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△146,829	△9,626	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△30,621	6,596	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	165,448	△212,007	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	852,738	637,700	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	207 〔191〕	219 〔103〕	— 〔—〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。
 3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 4. 第8期、第9期の連結財務諸表につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第10期第3四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
 5. 当社は、第8期より連結財務諸表を作成しております。
 6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員 〇 内外に外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月		第5期 2016年11月	第6期 2017年11月	第7期 2018年11月	第8期 2019年11月	第9期 2020年11月
売上高	(千円)	3,279,922	5,447,131	3,130,056	2,580,909	4,159,442
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	124,339	268,737	183,841	246,585	△82,801
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	1,900	391,452	22,853	165,860	△122,965
資本金	(千円)	35,000	60,000	238,000	238,000	238,000
発行済株式総数	(株)	20	2,160,000	2,604,418	2,604,418	2,604,418
純資産額	(千円)	△11,952	427,019	770,847	936,707	813,742
総資産額	(千円)	750,949	1,183,408	1,705,808	2,091,712	1,821,597
1株当たり純資産額	(円)	△597,619.90	197.69	300.97	365.73	317.72
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	3,900,000.00 (3,900,000.00)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	95,017.80	189.34	10.18	64.76	△48.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	△1.6	36.1	45.2	44.8	44.7
自己資本利益率	(%)	7.3	188.6	3.8	19.4	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	4,104.5	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	99 〔98〕	96 〔124〕	45 〔10〕	50 〔20〕	121 〔25〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第5期については潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第6期、第7期、第8期及び第9期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
 3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 4. 主要な経営指標等のうち、第5期から第7期については会社計算規則(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けております。
 5. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
 6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を 〇 内外に外数で記載しております。
 7. 当社は、第7期中においてIT通信サービス取次販売に関する事業を、子会社の株式会社「サポート」に移管しております。その結果、第7期においては子会社からの経営指導料及び自社サービスが主な売上となったことにより、売上及び経費が大幅に減少しております。第8期については、上記のIT通信サービス取次販売に関する事業を、子会社の株式会社「サポート」に移管した影響が通期で寄与したため減収となっておりますが、当社の管理体制の強化に伴う販管費の増加以上に子会社の事業規模が順調に拡大したこと及び自社サービスの顧客数が増加したことにより増益となっております。
 8. 当社は、2016年12月15日付で普通株式1株につき10,000株、2017年5月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たり配当額についてはすべての期の数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
 9. 自己資本利益率について、第9期は当期純損失計上のため、記載しておりません。

回次 決算年月		第5期 2016年11月	第6期 2017年11月	第7期 2018年11月	第8期 2019年11月	第9期 2020年11月
1株当たり純資産額	(円)	△5.98	197.69	300.97	365.73	317.72
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	0.95	189.34	10.18	64.76	△48.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	39.00 (39.00)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	16
3 【事業の内容】	17
4 【関係会社の状況】	21
5 【従業員の状況】	22
第2 【事業の状況】	23
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	23
2 【事業等のリスク】	27
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	30
4 【経営上の重要な契約等】	34
5 【研究開発活動】	34
第3 【設備の状況】	35
1 【設備投資等の概要】	35
2 【主要な設備の状況】	36
3 【設備の新設、除却等の計画】	36

第4	【提出会社の状況】	37
1	【株式等の状況】	37
2	【自己株式の取得等の状況】	47
3	【配当政策】	48
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	49
第5	【経理の状況】	64
1	【連結財務諸表等】	65
2	【財務諸表等】	110
第6	【提出会社の株式事務の概要】	124
第7	【提出会社の参考情報】	125
1	【提出会社の親会社等の情報】	125
2	【その他の参考情報】	125
第四部	【株式公開情報】	126
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	126
第2	【第三者割当等の概況】	127
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	127
2	【取得者の概況】	129
3	【取得者の株式等の移動状況】	131
第3	【株主の状況】	132
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年10月20日
【会社名】	株式会社ラストワンマイル
【英訳名】	Last One Mile Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 望
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋四丁目2 1 番 1 号アウルタワー 3 階
【電話番号】	03-5657-4422
【事務連絡者氏名】	取締役 財務経理部長 市川 康平
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋四丁目2 1 番 1 号アウルタワー 3 階
【電話番号】	03-5657-4422
【事務連絡者氏名】	取締役 財務経理部長 市川 康平
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 193,541,600円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 238,336,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 69,825,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	171,200(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2021年10月20日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2021年10月20日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数128,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数43,200株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)のうち、自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、2021年11月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
4. 上記とは別に、2021年10月20日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式52,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2021年11月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2021年11月4日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分		発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集		—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集		—	—	—
ブックビルディング方式	新株式発行	128,000	144,704,000	78,310,400
	自己株式の処分	43,200	48,837,600	—
計(総発行株式)		171,200	193,541,600	78,310,400

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2021年10月20日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月15日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,330円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は227,696,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2021年11月16日(火) 至 2021年11月19日(金)	未定 (注) 4	2021年11月22日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2021年11月4日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年11月15日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2021年11月4日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2021年11月15日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2021年10月20日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2021年11月15日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額は資本組入れされません。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2021年11月24日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。))の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに先立ち、2021年11月8日から2021年11月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 池袋支店	東京都豊島区東池袋一丁目18番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	171,200	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、2021年11月22日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	171,200	—

(注) 1. 引受株式数は、2021年11月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(2021年11月15日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
209,480,320	10,000,000	199,480,320

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,330円)を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額199,480千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限64,239千円を合わせた、手取概算額合計上限263,719千円については、①事業拡大に伴う人件費及び採用費及び②人材確保及び教育訓練にかかる人材教育費、並びに③業務基幹システム強化に係る外注費用に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

①ラストワンマイル事業拡大のため、営業部門、インサイドセールスセンター、エンジニア等の優秀な人材を確保するために人件費及び採用費として86,638千円(2021年11月期26,635千円、2022年11月期27,936千円、2023年11月期32,065千円)を充当する予定であります。

②採用した人材を早期に育成するための教育訓練にかかる研修費として1,537千円(2021年11月期533千円、2022年11月期464千円、2023年11月539千円)を充当する予定であります。

③ラストワンマイル事業に係る基幹システムを強化し、生産性の向上、業務効率化を目的とした外注費用として175,543千円(2021年11月期59,915千円、2022年11月期59,040千円、2023年11月期56,587千円)を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2021年11月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。

引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方 式	179,200	238,336,000	東京都板橋区 清水 望 179,200株
計(総売出株式)	—	179,200	238,336,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,330円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2021年 11月16日(火) 至 2021年 11月19日(金)	100	未定 (注) 2	引受人の 本店及び 営業所	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 東京都中央区日本橋小舟町8番1号 ヒューリック小舟町ビル9階 あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 岡三証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目4番地 松井証券株式会社 東京都中央区日本橋二丁目3番10号 水戸証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4 番7号 極東証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東洋証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番21号 楽天証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社 東京都千代田区麹町三丁目3番6号 丸三証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7 番1号 東海東京証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2021年11月15日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとなります。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取

引業者に販売を委託する方針であります。当該委託販売分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。また、これらの委託販売分とは別に株式会社SBI証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託する予定です。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われる予定です。なお、当社の株主は、その有する1単元(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)2をご参照下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	52,500	69,825,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 52,500株
計(総売出株式)	—	52,500	69,825,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2021年10月20日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式52,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,330円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注)1	自 2021年 11月16日(火) 至 2021年 11月19日(金)	100	未定 (注)1	株式会社SBI証券 の本店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である清水望（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年10月20日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式52,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行う事を決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 52,500株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2021年12月17日（金）
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都豊島区東池袋一丁目18番1号 株式会社みずほ銀行 池袋支店

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2021年12月14日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である清水望並びに当社株主である秋月帥謙、渡辺誠、株式会社スマイル、市川康平、久木宮美和、工藤健二、馬場亮治及び尾崎充は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2022年5月22日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

当社株主である株式会社光通信、株式会社プレミアムウォーターホールディングス、株式会社エアトリ、SSSE0株式会社、株式会社ベクトル、100キャピタル1号投資事業有限責任組合、日本アジア投資株式会社、ジャパンベストレスキューシステム株式会社、綿引一及び株式会社Wizは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2022年5月22日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

当社株主であるみずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2022年2月21日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2022年5月22日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年10月20日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第8期	第9期
決算年月		2019年11月	2020年11月
売上高	(千円)	8,776,794	7,220,406
経常利益	(千円)	137,780	63,902
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(千円)	39,648	19,410
包括利益	(千円)	39,648	19,410
純資産額	(千円)	789,046	808,456
総資産額	(千円)	2,343,614	2,137,024
1株当たり純資産額	(円)	308.07	315.65
1株当たり当期純利益金額	(円)	15.48	7.58
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	33.7	37.8
自己資本利益率	(%)	5.2	2.4
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△146,829	△9,626
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△30,621	6,596
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	165,448	△212,007
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	852,738	637,700
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕	(名)	207 〔191〕	219 〔103〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。

3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 第8期、第9期の連結財務諸表につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」

(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

5. 当社は、第8期より連結財務諸表を作成しております。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員〔〕内に外数で記載しております。

7. 当社グループは2019年7月に一部の他社サービス取次の契約内容を変更し、総額表示から純額表示に変更しており、2020年11月期は通期で影響しており減収となっております。また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う世界的な経済の混乱を受け、従来計画していた景気動向の影響を受けづらい自社サービスの獲得に一層注力したことにより減益となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2016年11月	2017年11月	2018年11月	2019年11月	2020年11月
売上高 (千円)	3,279,922	5,447,131	3,130,056	2,580,909	4,159,442
経常利益又は経常損失(△) (千円)	124,339	268,737	183,841	246,585	△82,801
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	1,900	391,452	22,853	165,860	△122,965
資本金 (千円)	35,000	60,000	238,000	238,000	238,000
発行済株式総数 (株)	20	2,160,000	2,604,418	2,604,418	2,604,418
純資産額 (千円)	△11,952	427,019	770,847	936,707	813,742
総資産額 (千円)	750,949	1,183,408	1,705,808	2,091,712	1,821,597
1株当たり純資産額 (円)	△597,619.90	197.69	300.97	365.73	317.72
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	3,900,000.00 (3,900,000.00)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△) (円)	95,017.80	189.34	10.18	64.76	△48.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△1.6	36.1	45.2	44.8	44.7
自己資本利益率 (%)	7.3	188.6	3.8	19.4	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	4,104.5	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	99 〔98〕	96 〔124〕	45 〔10〕	50 〔20〕	121 〔25〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第5期については潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第6期、第7期、第8期及び第9期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 主要な経営指標等のうち、第5期から第7期については会社計算規則(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。

5. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔〕内に外数で記載しております。

7. 当社は、第7期中においてIT通信サービス取次販売に関する事業を、子会社の株式会社ITサポートに移管しております。その結果、第7期においては子会社からの経営指導料及び自社サービスが主な売上となったことにより、売上及び経費が大幅に減少しております。第8期については、上記のIT通信サービス取次販売に関する事業を、子会社の株式会社ITサポートに移管した影響が通期で寄与したため減収となっておりますが、当社の管理体制の強化に伴う販管費の増加以上に子会社の事業規模が順調に拡大したこと及び自社サービスの顧客数が増加したことにより増益となっております。

8. 当社は、2016年12月15日付で普通株式1株につき10,000株、2017年5月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現：日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げる

と、以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たり配当額についてはすべての期の数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

9. 自己資本利益率について、第9期は当期純損失計上のため、記載しておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2016年11月	2017年11月	2018年11月	2019年11月	2020年11月
1株当たり純資産額 (円)	△5.98	197.69	300.97	365.73	317.72
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△) (円)	0.95	189.34	10.18	64.76	△48.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(うち1株 当たり中間配当額) (円)	39.00 (39.00)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、2012年6月に、インサイドセールス(注)による、インターネット回線取次事業を立ち上げ、展開してきました。現在は、「繋げる」「与える」で関わる世界中の人々を幸せに」を企業理念に掲げ、顧客にとって「最高のサービス」を「必要なタイミング」に「最適な方法」で届けることを追求するラストワンマイル事業を展開しております。その概要は次のとおりであります。

(注)インサイドセールスとは、電話、Web会議、メール等を活用した内勤型の営業活動のことです。

年月	概要
2012年6月	東京都文京区小日向において株式会社Bestエフオート(現：㈱ラストワンマイル)(資本金50万円)設立
2012年7月	NTT東日本二次代理店として営業開始
2013年10月	本社を東京都豊島区池袋に移転
2014年1月	西日本販路に特化した子会社として株式会社Bestコンサルティングを設立及び高田馬場営業所を開設
2014年10月	宮城県仙台市に仙台支店を開設
2015年8月	本社を東京都豊島区東池袋に移転
2016年3月	自社サービス「Best光(現：まるっとひかり)」を提供開始 株式会社イズムスコンサルティング(現：㈱ITサポート)の株式を80%取得し、子会社化
2016年5月	プライバシーマーク取得(第21001122号)
2016年6月	NTT関連業務受託に特化した100%連結子会社として株式会社Bestクオリティを子会社として設立
2016年8月	株式会社イズムスコンサルティングを株式会社Bestマネジメントサービスへ商号変更し、本店を東京都豊島区に移転
2016年9月	東京都品川区に宅配水の販売に特化した合弁子会社として、株式会社プレミアムウォーターホールディングスとともに株式会社Bestライフソリューション及び五反田営業所を設立 株式会社Bestクオリティを株式会社BestAに商号変更
2016年10月	宮城県仙台市に仙台営業所(仙台支店の拠点)を開設
2016年12月	連結子会社の株式会社Bestコンサルティングを吸収合併
2017年5月	宮城県石巻市に石巻営業所(仙台支店の拠点)を開設
2017年6月	100%連結子会社の株式会社BestAを株式会社Bestパートナーに商号変更
2017年8月	株式会社Bestマネジメントサービス(現：㈱ITサポート)の全株式を取得
2018年1月	100%連結子会社の株式会社Bestマネジメントサービスを株式会社ITサポートに商号変更
2018年2月	ライフライン等の各種サービスを一元的に案内するBtoBtoC及びBtoBtoBモデル事業「ラストワンマイル事業」を開始
2018年4月	日本総合情報通信株式会社の株式を60%取得し、子会社化 100%連結子会社として株式会社Bestエフオート東北を設立
2018年5月	新電力サービス「全国住宅電気(現：まるっとでんき)」を提供開始
2018年7月	株式会社Bestライフソリューションの本店を東京都豊島区に移転し、五反田営業所を廃止
2018年8月	株式会社Bestライフソリューションの全株式を取得し、100%連結子会社化
2018年9月	株式会社コール&システムを株式交換により100%連結子会社化 日本総合情報通信株式会社の全株式を取得し100%連結子会社化 仙台支店と仙台営業所を統合し、仙台営業所とする 高田馬場営業所を廃止
2018年10月	石巻営業所を廃止し、仙台営業所と統合する
2018年11月	株式会社Bestエフオートが日本総合情報通信株式会社を吸収合併し、商号を株式会社ラストワンマイルに変更 株式会社Bestライフソリューションが株式会社コール&システムを吸収合併し、福岡営業所及び品川営業所を承継、商号を株式会社まるっとチェンジに変更 株式会社ITサポートが株式会社Bestエフオート東北を吸収合併
2018年12月	株式会社ラストワンマイルが株式会社Bestパートナーを吸収合併
2019年1月	東京都渋谷区に渋谷営業所を開設
2019年3月	自社サービスを統一ブランド「まるっとシリーズ」に統一

2019年9月	宅配水サービス「まるっとWATER」を提供開始
2019年11月	渋谷営業所を廃止 株式会社まるっとチェンジ品川営業所を廃止 新ガスサービス「まるっとガス」を提供開始
2020年4月	移動体通信回線サービス「まるっとWi-Fi」、 生活インフラ定額サービス「まるっと定額パック」を提供開始

3 【事業の内容】

(1) ビジネスモデルの概要

21世紀は過去に例を見ないスピードでテクノロジーが発展し、様々な情報やサービスを簡単に入手できる便利な世の中が実現した反面、サービスや商品の複雑化・煩雑化など情報過多によるストレスや選択の困難など様々な悩みも顕在化しております。特に新生活を迎えるタイミングにおいて、サービスの選択や手続きの手間など顧客にとっての負担が多く、様々なニーズが集中しております。

当社グループは、そのような様々なニーズに対し、顧客にとって「最高のサービス」を「必要なタイミング」に「最適な方法」で届けることを追求する事業を「ラストワンマイル事業」と名付け、当社グループのメイン事業としております。

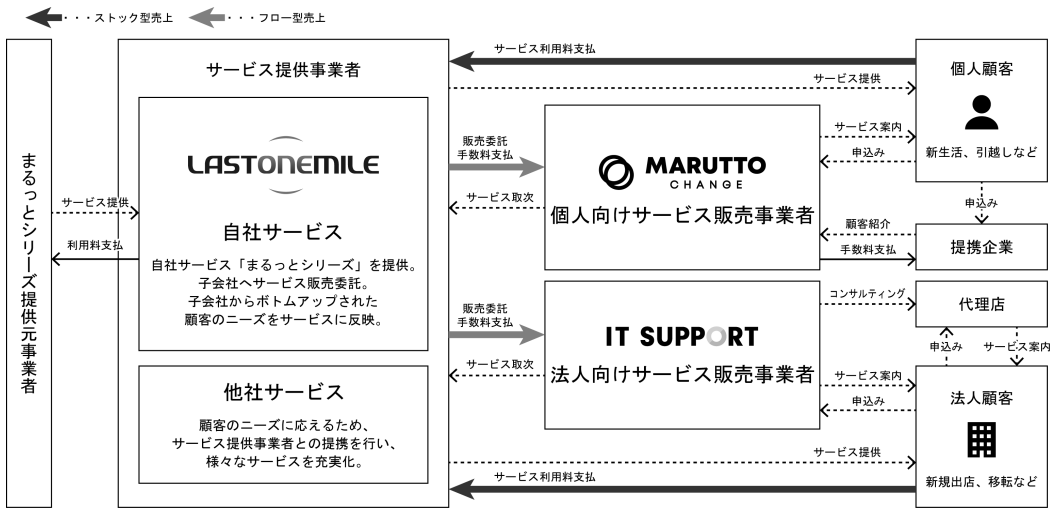
「最高のサービス」とは、常に顧客ファーストの精神で時代の流れを反映し、自社サービス・他社サービス問わず取り揃え、既存サービスでは埋められない顧客のニーズに対しては当社グループが取り扱うサービスの拡充でニーズを満たし、電気やガスなどの生活インフラサービスを中心に利便性の高いサービスを多種多様に提供しております。

「必要なタイミング」とは、主に新生活マーケットにおける、引越し手続き・入居前及び入居後の煩雑な手続き、世の中に溢れる情報・サービスからの選択など、顧客にとっての面倒や煩雑さが発生するタイミングのことです。当社グループは不動産仲介事業者、引越し事業者等の提携企業との連携により顧客の必要なタイミングをいち早くキャッチしております。

「最適な方法」とは、顧客が望むサービスを適切に届ける案内手法のことであり、主に池袋、福岡、仙台に合計約400席で運営しているインサイドセールスセンターを活用してこれを実現しております。

この3つを最適化し拡充していくことが、ラストワンマイル事業の拡大に直結します。また、当社グループはラストワンマイル事業を単一セグメントとして主軸にしておりますが、ラストワンマイル事業の発展を支えるため、サービス提供事業者、サービス販売事業者、両方のノウハウを「セールスとサービスのハイブリッドプロバイダー」として最高水準で確立することを目指しております。そのために当社グループではこれらを完全分業制としており、当社をサービス提供事業者として位置づけ、当社の子会社である株式会社まるっとチェンジを個人向けサービス販売事業者として、株式会社ITサポートを法人向けサービス販売事業者として位置づけ分社化しております。サービス提供事業者、サービス販売事業者、両方の立場を運営している企業としてのノウハウを活かし、顧客の悩みを一手に解決できることがラストワンマイル事業の最大の強みであります。

・ラストワンマイル事業系統図



(2) 具体的なビジネスモデルの説明

① 「ラストワンマイル事業」について

新居への引越しは、引越し先の住居を決めた後、引越し業者の選定、荷造り、荷解きだけでなく、各種行政手続きや様々な個人情報の登録変更などに加え、生活に必要な不可欠なインフラサービスの手配も行わなければなりません。またサービスの選択においても、IT社会の急速な発展により混沌とも呼べるほどあふれかえる情報やサービスの中から、顧客自ら情報を収集し、選択することも困難な状況です。つまり顧客にとって引越しの一連の流れは非常に煩雑であり、多種多様な手続きに対し何をどういった順序で行うのかわからないという悩みを抱えながら、それを解決できる方法がありませんでした。

当社グループはこのような新生活における顧客の悩みを抜本的に解決するため、「最高のサービス」を「必要なタイミング」に「最適な方法」で届けることを追求しており、これらをワンストップで提供しております。

具体的には電気、ガスなどの生活に必要な不可欠なインフラサービスを軸に、宅配水、インターネット回線など新生活を迎えるタイミングでニーズの高いサービスを一括でご案内しております。

またインサイドセールスを軸に、デジタルマーケティング(注)1、フィールドセールス(注)2、LINE・SMS等のコミュニケーションツールを活用して販売活動を実施しており、顧客にとって「最適な方法」を選択できるという利便性向上のみならず、営業生産性も高めております。

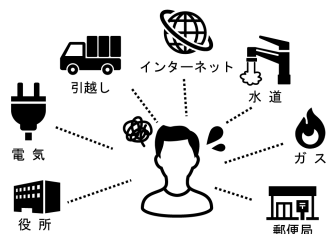
インサイドセールスセンターでは、顧客のサービス契約手続きを、1人のオペレーターがワンストップで対応しており、顧客と直接コミュニケーションをとることで顧客のニーズを漏れなくヒアリングし、顧客にとって「最高のサービス」を選択し提案しております。

なお、この新生活における顧客の悩みを解決するサービスを「引越しワンストップサービスまるっとチェンジ」という名称で提供しております。

(注)1. デジタルマーケティングとはスマートフォン等の電子デバイスやインターネットを利用するマーケティングの総称です。

2. フィールドセールスとは直接顧客を訪問し、対面でサービスの提案、商談、受注を行う営業手法です。

【従来、引越し時に顧客が行う手続き】



これまででは、サービス毎に選定・手続きが必要となり、顧客にとって非常に煩雑な手間がかかります。

また、引越し・移転を行う度に同じ作業が必要となり、新生活を迎える度に煩雑な手間が発生します。

【当社サービス】



当社サービスは、電気・ガス・インターネット回線等のライフラインインフラサービスを始めたとして、新生活に必要なサービスを顧客のニーズに合わせて提案し、契約・移転手続きまでワンストップで提供いたします。溢れかえるサービスの中から選択する手間や、サービス毎に必要な手続きの面倒など、顧客の手間・面倒を一手に解決いたします。

②ビジネスモデルの特徴

当社グループはサービス提供事業者、サービス販売事業者、両方の立場を運営しており、顧客の悩みを一手に解決できることが最大の強みであります。サービス販売事業者として顧客と直接コミュニケーションをとることで顧客の真のニーズを得られ、サービス提供事業者として顧客のニーズをフレキシブルに反映し自社サービスを「最高のサービス」として磨き上げることができます。

また、3,600社を超える提携先企業(注)との連携により、顧客の「必要なタイミング」をいち早くキャッチすることが可能です。「最適な方法」は、電話等を活用したインサイドセールスを主軸としておりますが、当社グループでは創業当初より積み上げた実績、蓄積したノウハウやナレッジを活かし、当社グループ独自のトークスクリプトを作成する等、顧客にとってストレスなく、正確な提案ができるよう日々ノウハウのブラッシュアップを重ねております。これらのノウハウを体系化し、独自の研修制度として従業員教育を行っており、さらに高品質・低クレームの実現のため、3重のチェック体制によるモニタリング、アナリティクスを活用したトーク内容の定量的に分析する等の管理体制を構築・運営しております。これらの取り組みにより、全従業員が標準化されたセールス品質で顧客への提案が可能になっております。

(注)2021年8月時点、当社グループ全体が直接契約及び代理店経由で提携する企業の合計数

③自社サービス「まるっとシリーズ」について

当社グループは、顧客にとっての「最高のサービス」を届けるために、自社サービス、他社サービス問わず提供しておりますが、自社サービスにおいては当社グループがラストワンマイル事業で得た顧客の生の声をフレキシブルに反映してサービスの改善を行うことができるという強みがあります。自社サービスを顧客にまとめてご利用いただくことで、各種手続きが一括で可能になり、割引の適用やアプリでの料金管理など様々なメリットを提供することができます。

アプリ上では、未契約の自社サービスの契約や、新たに引越する際の移転手続きも一括で行うことができ、顧客のライフタイムバリュー(顧客生涯価値)(注)を高めることが可能です。

これらの顧客にとってのメリットを最大化していくことで、顧客の自主的な自社サービス選択率を増加させていくことのみならず、今後はデジタルマーケティング(インターネット等を活用したマーケティング)やフィールドセールス(顧客を訪問し直接対面で商談を行う手法)などを利用した販路の拡大、アライアンス先からの顧客紹介などの強化も行い、自社サービス利用者数を拡大してまいります。また、自社サービス利用者として顧客の囲い込みを行うことで、新生活のタイミングだけでなく顧客の様々なライフイベントに寄り添い、その度に必要なサービスの提供を行うことで優良顧客として顧客の育成を行い、ライフタイムバリューの向上を図ります。

また、「まるっとシリーズ」の提供を行い、顧客から月額の利用料金を徴収し得た収益を「ストック型収益」、契約取次等により得た手数料を収益とするモデルを「フロー型収益」と定義しております。ストック型収益の比率を増加させることで安定的な経営が見込めるため、今後もサービスの拡充を行い、自社サービス利用者獲得をさらに加速させてまいります。

(注)ライフタイムバリューとは「顧客生涯価値」を指します。具体的には1人又は1社の顧客が、取引を始めてから終わりまでの期間内にどれだけの利益をもたらすのかを算出したものを指します。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社まるっとチェンジ(注) 2, 3, 4	東京都豊島区	30,000	ラストワン マイル事業	100.0	当社代理店としての取 次販売 役員の兼任
(連結子会社) 株式会社ITサポート (注) 2, 3, 5, 6	東京都豊島区	5,000	ラストワン マイル事業	100.0	資金の貸付 当社代理店としての取 次販売 役員の兼任

(注) 1. 当社グループは「ラストワンマイル事業」の単一セグメントのため、「主要な事業の内容」には当該事業を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 株式会社まるっとチェンジについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	2,553,097千円
	(2) 経常損失(△)	27,719千円
	(3) 当期純損失(△)	18,380千円
	(4) 純資産額	222,027千円
	(5) 総資産額	597,967千円

5. 株式会社ITサポートについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	1,436,768千円
	(2) 経常利益	27,936千円
	(3) 当期純利益	2,896千円
	(4) 純資産額	△176,231千円
	(5) 総資産額	186,303千円

6. 債務超過会社で債務超過の額は、2020年11月末時点で、△176,231千円であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(名)
237[70]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数の年間平均人員を [] 内に外数で記載しております。
2. 当社グループはラストワンマイル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
73[4]	37.27	3.74	4,663

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数の年間平均人員を [] 内に外数で記載しております。
2. 当社グループは「ラストワンマイル事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておられません、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社のビジョンは「21世紀の革新的サービスをラストワンマイルで1人でも多くに伝え、世界中のお客様に幸せを届ける」であります。その実現のために、高品質な顧客対応を行うことが当社グループにとっての最優先事項です。

私たちの生きている21世紀は、テクノロジーが過去に例を見ないスピードで進化しております。近年では、革新的なサービスが世界中で次々と生まれては消えており、生活に必要な不可欠なライフラインサービスも日々進化を続けております。そして、テクノロジーの急速な発展による情報の混沌化や情報格差は、今後益々加速していくと予測されます。しかし、いくら革新的なサービスがあっても、お客様が本当に素晴らしいと思えるサービスをお客様自身で選択できないと意味がありません。

当社グループはインサイドセールスを活用し、お客様と最後まで直接対話を行い、お客様が本当に必要なサービスを選択できるよう、お客様それぞれのニーズを踏まえた情報を届けております。

WEB広告でもマス広告でも届かない、お客様との最後の一手を繋ぐセールスとサービスのハイブリッドプロバイダーとして、「ラストワンマイル」の価値をインサイドセールスで最大化し、より良いサービスを世界中に届けてまいります。

(2) 経営戦略等

当社グループは、主に新生活を迎える個人と新規出店や店舗改装を行う法人に対して「最高のサービス」を「必要なタイミング」に「最適な方法」で届けることを追求する「ラストワンマイル事業」を単一セグメントとして事業展開しております。したがって、市場における個人または法人の引越しや移転改装のタイミングの把握とサービス提供手法の最適化、顧客が本当に必要とするサービスの選定と顕在ニーズを反映させたサービスの構築、主にこの二点についての動向を注視しつつ、販路の強化と拡大、サービスラインナップの充実と自社サービスの顧客満足度の最大化をグループ各社で行ってまいります。前者は当社の子会社である株式会社まるっとチェンジ及び株式会社ITサポートが、後者は当社がそれぞれの役割を担い、各社の独自性と強みを発揮し、中期経営計画を進めてまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、事業を継続的に発展させていくためには、収益力を高め、適正な利益確保を図っていくことが重要と認識しており、売上高、営業利益及び経常利益に加え、サービス流通数(注)の増大を重要な経営指標として位置づけております。当該指標の算出方法は当社グループにより契約取次が行われた件数を集計し算出しております。また、サービス流通を加速させるため、顧客とのタッチポイントを増加させることも重要と認識しており、不動産企業をはじめとした提携企業からの連携顧客数も併せて注視しております。なお、過去3年間のサービス流通数、連携顧客数の推移は以下のとおりであります。

決算年月	2018年11月期	2019年11月期	2020年11月期	2021年11月期 第3四半期
サービス流通数(件)	68,815	110,053	126,890	127,723
連携顧客数(件)	109,740	232,110	260,795	231,522

(注) 1. 当社グループの自社サービス及び当社グループが取次販売をしている他社サービスの契約申込み数の合計であり、1人の顧客が複数のサービスを契約した場合はそれぞれを1件として集計しております。

2. 既に販売を停止ないし停止する予定のサービスは除いております。

(4) 経営環境

① 社会環境

我が国では近年の目覚ましいIT技術の発展により、様々な顧客とサービスをつなぐ情報連携基盤の整備が推進され、国民に最適化されたサービスと実質的なベネフィットを提供するための素地が整備されつつあります。こうした流れを受け、政府においては「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(2018年6月15日閣議決定)等を定め、国、自治体、民間事業者等が連携し、分野・組織を超えたデータ活用とサービス提供を可

能とすることを目指してきました。また、国民一人ひとりが引越し等のライフイベントを迎える度に、多くの行政関係手続きや民間関係を行う負担が生じ、多くの時間や手間、コストを要している現状を踏まえ、行政関係手続きの見直しのみならず民間関係手続きを含めた引越しに伴う手続き全体を、利用者を起点としたサービスデザイン思考で捉え、解決策を模索していくことが求められております。

このような環境下で、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室により「引越しワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ」が進められており、民間においても引越しに伴う手続きの効率化・簡素化が求められており、当社グループ事業もその一端を担うものです。また、昨今ではサービスの多様化・複雑化に伴い、引越し手配・各種保険手続き・ライフラインの契約など、入退去に伴う手続きが煩雑化している状態です。このような新生活を迎える消費者に対して、各サービス提供事業者は、既存の事業内容に沿ってサービスの拡充を図っておりますが、当社グループはそのようなサービス提供事業者と、新生活を迎える顧客とを横断的かつ効率的に「つなげる」プラットフォーム提供者として、独占的な地位の確立を目指しております。

②当社グループが取扱うサービスについて

当社グループが提供する自社サービスは電気、ガス、宅配水、インターネット回線等を中心とした生活関連インフラサービスであり、同様のサービスを提供する競合企業が複数存在しております。当社グループは、新生活マーケットに特化しサービス提供事業者、サービス販売事業者両方の立ち位置を有するハイブリッドプロバイダーとして、顧客が新生活を始めるにあたり必要となる電気、ガス、インターネット等の生活インフラサービスを、ワンストップで代行し、顧客の手間を削減できる唯一無二のブランド力の向上を図ってまいります。

③市場動向

日本では少子高齢化問題により日本人口の減少が予測されておりますが、当社グループのターゲットとする新生活の市場母数は「世帯数」で捉えております。単独世帯の増加とともに世帯数も増加しており、2020年の国勢調査では、2019年の世帯数は5,907万1千世帯となり、人口の減少傾向が見受けられ始めた2010年と比較すると570万世帯が増加しております。

また「2018年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計」では、単身世帯の借家の割合が58.4%を占めており、今後単身世帯の増加とともに賃貸物件のニーズも比例して高まることが予測されます。賃貸物件は契約更新のタイミングが必ず訪れるため、その度にビジネスチャンスを獲得できます。

当社グループはその大きな市場で、新生活をきっかけとして顧客の生活に寄り添い、契約の更新や再移転、店舗のリニューアル等の引越し後のライフイベントについても、その時々々のニーズに合わせて提案を行い、ライフタイムバリューを向上させることを事業成長戦略の根幹としております。今後はマーケティングオートメーション(注)1・CRM(注)2等システム面をさらに強化し、顧客の様々なニーズをいち早く自動的に感知する仕組みを構築し、さらなる事業拡大を図ります。

(注)1. 見込み顧客情報を一元管理し、主にメール・SNS・Web等を活用し、営業活動を自動化するシステムです。

2. カスタマーリレーションシップマネジメントの略称であり、顧客情報や履歴情報を集約して、一人ひとりの顧客に対して適切な対応を行うことで、顧客との良好な関係を維持・促進するためのシステムです。

④販売網及び顧客基盤

新生活のタイミングとは、引越し業者の選定、荷造り、各種行政手続きや様々な個人情報の登録変更などに加え、新生活に必要な不可欠なインフラサービスの手配も顧客自身で行わなければならない、顧客にとって非常に煩雑な手続きが発生するタイミングです。当社グループでは不動産企業との連携により、物件契約という新生活の流れの中で最上流のタイミングであり、最もサービスを必要としているタイミングにお客様をご紹介いただいております。そのタイミングに当社グループのオペレーターが新生活関連サービスを一括案内し、面倒なサービス選定・契約・移転手続きの手間をワンストップで解決しております。

(5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループで認識している優先的に対処すべき事業上の課題は以下のとおりです。なお、当社グループの収益構造の特徴として、フロー型収益とストック型の収益の両方を得ております。即ちフロー型収益により当座で必要となる運転資金をまかなうとともに、ストック型収益を得ることにより、安定的な経営に寄与しています。

2021年8月末時点では、有利子負債依存度は20%を下回っていることに加え、純資産につきましても、自己資本比率が35%を超えていること、更に公募増資による純資産の増加を見込んでおります。また、当社グループでは現在、3つの金融機関と合計2億5000万円の当座貸越契約を締結しており急な資金需要に耐えられる体制を構築しており当社グループとしては現状財務体質に重要な課題は無いと考えており、財務上の課題は記載しておりません。

①ストック型収益ビジネスの強化

当社グループでは他社サービス取次により得られるフロー型収益と、自社サービス「まるっとシリーズ」の提供により顧客から毎月の利用料を得られるストック型収益の2種類の収益を得ております。フロー型収益はストック型収益と比べると一度に得られる手数料の金額が高額であり利益増加に寄与しますが、手数料を得られるのは一度だけであり安定性が十分ではないという課題があります。一方でストック型収益とは、自社サービス「まるっとシリーズ」の提供を行い、顧客から月額利用料を徴収した収益であり、顧客が契約している限り(注)1継続的に利用収入が得られ、新規顧客が増加することで収益が積み上がっていきます。また、複数のサービスを契約して頂くことにより単価が増加しライフタイムバリューの向上が期待できます。

当社グループが提供している自社サービスは電気・ガス・宅配水・インターネット回線等の生活に関連するインフラサービスであり、他社の経営状況や新型コロナウイルス感染症(COVID-19)等の感染症の発生・拡大等の外的要因により一時的に事業活動が制限される状態となった場合でも影響を受けづらく、自社サービスの顧客数が増加することで当社グループの安定的な成長に寄与します。

なお、2021年11月期第3四半期末時点ではストック型収益が売上に占める割合は41.2%、ARR(注)2は37億円、ストック型収益の売上伸率(2016年11月期～2020年11月期)は43倍、となっております。

(注)1. 2020年11月期平均解約率は1.7%であります。当該年各月の自社サービス保有顧客数の合計値に当該年解約数を除して算出しております。

2. Annual Recurring Revenue (アニュアル・リカーリング・レベニュー) の略。算出方法：2021年8月時点のストック型売上に12(ヶ月)を乗じて算出

②サービス拡充によるライフタイムバリューの向上

現在、当社グループでは自社サービス、他社サービス問わず取り揃え、電気やガスなどの生活インフラサービスを中心に利便性の高いサービスを提供しております。1人の顧客に対する販売機会から得られる収益を最大化することを課題として認識しており、自社サービスにおいては、当社グループがラストワンマイル事業で得た顧客の生の声をフレキシブルに反映してサービスの改善を行うことができるという強みがあるため、自社サービスを拡充することで顧客満足度向上につながり、また、複数サービスの申込みにより顧客単価の向上にも寄与します。

今後は生活インフラサービスだけではなく、顧客の人生の中に訪れる様々なライフイベントに存在する顕在ニーズに合わせた顧客にとっての「最高のサービス」を多種多様に取り揃え、その度に提供していくことで契約年数を延長させる仕組みを構築し、さらなるライフタイムバリューの向上を図ります。

③販売手法の拡充・システム強化によるアクティブユーザーの増加

販売手法の拡充は顧客数の増加に直結するため、ラストワンマイル事業の発展にとって、ライフタイムバリューの向上とともに重要な要素であります。当社グループは主に自社運営のインサイドセールスやフィールドセールス、LINE、SMSを活用した販売活動を展開しており、顧客にとって「最適な方法」を選択できるという利便性向上のみならず、営業生産性も高めております。今後は時代の変化を敏感にキャッチし、常に顧客の求める「最適な方法」で提供できるよう、販売手法を拡充してまいります。

また、「必要なタイミング」においては、現在の主要販路である、提携企業との連携を強化、提携先の新規開拓により強固な基盤を構築し、新生活関連市場のシェア拡大を目指してまいります。さらには、マーケティングオートメーション(注)1・CRM(注)2等のシステムを活用し、引越し・移転・結婚・出産等、顧客の様々なライフイベントをいち早くキャッチし、顧客との接点を増加させることで解約率を低減させ、アクティブユーザーの増加を目指します。

(注)1. 見込み顧客情報を一元管理し、主にメール・SNS・Web等を活用し、営業活動を自動化するシステムです。

2. カスタマーリレーションシップマネジメントの略称であり、顧客情報や履歴情報を集約して、一人ひとりの顧客に対して適切な対応を行うことで、顧客との良好な関係を維持・促進するためのシステムです。

④内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、今後の事業拡大を見据えた、更なる内部管理体制強化に取り組んでまいります。

⑤情報管理体制の強化

当社グループは、自社サービスの顧客情報を含む個人情報を取り扱っております。これらの情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで厳密に管理しておりますが、今後も重要な課題のひとつとして認識し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑥優秀な人材の確保

当社グループは、今後の事業拡大に伴い、当社グループの経営理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用していく必要があると考えております。労働市場における知名度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、業務環境や福利厚生改善により採用した人材の離職率の低減も図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 個人情報について

顕在化の可能性：中 時期：中長期 影響度：大

当社グループでは、自社サービスの顧客情報ははじめとした各種個人情報を保有しております。

これらの個人情報の管理にあたっては、当社グループシステム上でのセキュリティ強化を随時実施するとともに、全ての役職員が「個人情報保護規程」を厳格に遵守し、徹底した管理体制のもと、個人情報流出の防止に取り組んでおります。具体的には、個人情報を保存するデータベースはアクセス制限をかけ業務に関連しない従業員は個人情報にアクセスできないように制御しております。また、当社グループでは「プライバシーマーク制度(注)」の認定を受けることで、同制度に基づいた適切な個人情報の保護措置を講じております。しかしながら、外部からの侵入者及び当社グループ関係者並びに業務委託先等より個人情報が流出し、不正利用された場合、当社グループの責任が問われるとともに、信頼性の低下を招き、当社グループの事業展開や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(注)プライバシーマーク制度とは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が行う日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備する事業者等として認定する制度のことで、認定された事業者には「プライバシーマーク(Pマーク)」の使用が認められます。

(2) 人材の確保及び育成について

顕在化の可能性：低 時期：長期 影響度：低

当社グループは、今後における事業拡大を図るため、継続した人材の確保が必要であると考えており、優秀な人材を適切に確保するとともに、人材の育成に努めていく方針であります。しかしながら、優秀な人材の確保が計画どおり進捗しない又は在籍する人材の多くが流出する等の状況が生じた場合には、競争力の低下や計画どおりの事業拡大に影響が生じる可能性があり、当社グループの事業展開や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制について

顕在化の可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：中

当社グループは、電気事業法やガス事業法、電気通信事業法等に基づく法規制、その他電話勧誘等に関する法規制を受けております。当社グループではこれらの法令等を遵守するため、従業員に対して定期的にコンプライアンスに関する研修を行い法令遵守に対する意識向上に努めております。また、社内の法務チーム及び顧問弁護士等を通じて、法改正の情報を入手できる体制を整備しております。

しかしながら、当社グループがこれらの法規制に違反した場合には、監督行政機関からの行政処分を受ける等して、当社グループのブランドイメージが毀損され、その後の取引等に影響が出た場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 労務関連の法制改正のリスクについて

顕在化の可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：低

当社グループでは、正社員、アルバイト等働き方の異なる多くの従業員が従事しております。時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化及び36協定特別条項の見直し、同一労働同一賃金における均等・均衡待遇に対する整備など、労働関連法規制への対応や労働環境の変化により、人件費が高騰し当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 特定人物への依存について

顕在化の可能性：低 時期：長期 影響度：低

当社代表取締役社長である清水望は、当社の創設者であり、会社経営の最高責任者として経営方針や事業方針の決定をはじめ、当社グループの事業推進において重要な役割を果たしております。

当社グループは、清水望に過度に依存しない経営体制を整備するため、取締役会等において役員及び従業員への権限委譲を進めるなど組織体制の強化を図っております。しかしながら、何らかの理由により清水望が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業展開や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 競合他社の影響について

顕在化の可能性：中 時期：中長期 影響度：中

当社グループが提供する自社サービスは電気、ガス、宅配水、インターネット回線等を中心とした生活関連インフラサービスであり、同様のサービスを提供する競合企業が複数存在しております。当社グループは、新生活マーケットに特化しサービス提供事業者、サービス販売事業者両方の立ち位置を有する(ハイブリッドプロバイダー)ことを活かし、顧客が新生活を始めるにあたり必要となる電気、ガス、インターネット等の生活インフラサービスを、ワンストップで代行し、顧客の手間を削減できる唯一無二のブランド力の向上を図ってまいります。

しかしながら、異業種からの新規参入者等を含め競合他社との競争激化による収益力の低下や、広告宣伝費の増加等により当社グループの事業展開や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 販売手数料について

顕在化の可能性：低 時期：中長期 影響度：低

当社グループは、サービス提供事業者への契約取次等を行うことにより、当該サービスを提供する事業者又は上位代理店から契約取次の対価として手数料を收受しております。販売手数料の取引条件は、事業者により異なり、事業者の経営方針の変更等により、大幅な取引条件の変更が生じた場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 提携・協力関係について

顕在化の可能性：中 時期：中長期 影響度：中

当社グループは、競争力を強化するために、販売代理店、協力企業等のビジネスパートナーと様々な提携・協力をを行い、それらを通じて商品やサービスの販売・サービス体制の整備・拡充の展開を図っております。本報告書提出日現在においてビジネスパートナーとの関係性は良好ではありますが、期待する効果が得られない場合や何らかの事情により提携・協力関係が解消された場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 技術革新について

顕在化の可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：大

当社グループは、単一のサービスに依らないサービスの提供を行っており、技術革新への対応は可能であると考えておりますが、重要な新技術の利用権の取得、顧客ニーズに合ったサービス開発等ができない場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

顕在化の可能性：中 時期：中長期 影響度：中

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に従って、株主総会決議に基づき、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合は、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。本報告書提出日の前月末現在、新株予約権による潜在株式数は266,300株であり、同日現在の発行済株式総数2,604,418株の10.22%に相当します。

※当社は2016年12月15日付で普通株式1株につき10,000株、2017年5月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

(11) 資金使途について

顕在化の可能性：低 時期：中期 影響度：大

今回当社が計画している公募増資による調達資金の使途については、ラストワンマイル事業における投資資金、事

業活動用システム及びデータベースの開発・保守費用、採用教育費用、ラストワンマイル事業における顧客紹介料、事業規模拡大及び事業成長を加速させる運転資金等に充当する予定であります。しかしながら、急速に変化する経営環境へ迅速に対応していくため、現時点における資金計画用途以外の用途に充当する可能性もあります。上記資金用途と異なる用途に充当する必要がある場合には、速やかに開示いたします。また、計画どおりに使用したとしても、期待どおりの成果をあげられなかった場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 自然災害、感染症等に関するリスクについて

顕在化の可能性：中 時期：特定時期なし 影響度：大

当社グループでは、従業員の安全に配慮し、事業を継続できる体制の整備に努めております。しかしながら、今後、大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)等の感染症の発生・拡大等により、長期間にわたって事業活動が大幅に制限される状態となった場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) システム障害について

顕在化の可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：大

当社グループでは、システムやサーバーをクラウド化し、通信回線等のインフラ設備を冗長化する等してリスクの分散を図るとともに、システムの管理に細心の注意を払い、システム障害が発生することのないように運営を行っております。しかしながら未知のコンピューターウイルス、ハッキング、サイバー攻撃等によりシステムに障害が発生し、当社サービスの運営に障害が生じる可能性が有ります。その場合には、当社グループの財政状態や経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(14) 特定の取引先等への依存度について

顕在化の可能性：低 時期：中長期 影響度：低

当社グループの2020年11月期売上高の15.0%は株式会社ブロードサポートに、13.7%はプレミアムウォーター株式会社に対するものであります。当社グループでは、特定の取引先等への依存度を低下させる為に、新たな得意先の開拓、新たなサービスの導入等を行っておりますが、計画通りに進まず特定の取引先等への依存度が高い状態が続いた場合には、取引条件の変更等により当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 内部管理体制について

顕在化の可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：中

当社グループは、今後の事業運営及び事業拡大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しており、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、各社内規程及び法令遵守を徹底してまいります。事業拡大に合わせ内部管理体制を充実、強化させていく方針でございますが、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 風評被害について

顕在化の可能性：中→低 時期：特定時期なし 影響度：大

当社グループ及び当社グループの主要なサービスに対して、クレーム等の発生によりインターネット上の掲示板への書き込みや、それを起因とするマスコミ報道等によって、何らかの否定的な風評が広まった場合、その内容の正確性にかかわらず、企業イメージの毀損等により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態

第9期連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

(資産)

当連結会計年度末の資産合計は2,137,024千円となり、前連結会計年度末より206,589千円減少しました。これは主には、自社サービス顧客数の増加により売掛金が138,557千円が増加したこと、本社事務所のリフォームにより建物附属設備が22,506千円増加したものの、長期借入金の返済等により現金及び預金が205,035千円減少、販促活動により販促物の配布が進んだことにより貯蔵品が26,950千円減少、のれん償却によりのれんが19,474千円減少、減価償却により顧客関連資産が19,291千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

負債合計は1,328,568千円となり、前連結会計年度末に比べ226,000千円減少しました。これは主に、自社サービス顧客数の増加に伴いサービス提供事業者へ支払う仕入原価の未払金が88,605千円増加したものの、借入金の返済により短期借入金が55,004千円減少、1年内返済予定の長期借入金が76,675千円減少、前連結会計年度と比べて減益となったことにより未払法人税等が93,730千円減少、借入金の返済により長期借入金が78,156千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

純資産合計は808,456千円となり、前連結会計年度末に比べ19,410千円増加しました。これは親会社株主に帰属する当期純利益19,410千円を計上したことによるものであります。

第10期第3四半期連結累計期間(自 2020年12月1日 至 2021年8月31日)

(資産)

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、2,421,301千円となり、前連結会計年度比284,276千円の増加となりました。これは主に、営業活動による収入、金融機関からの借入れにより現金及び預金が209,821千円増加、自社サービス顧客数の増加に伴い売掛金が211,462千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は、1,498,553千円となり、前連結会計年度比169,984千円の増加となりました。これは主に、自社サービス顧客数の増加に伴いサービス提供事業者へ支払う仕入原価の未払金が142,708千円増加、他社サービス取次に係る取次手数料の売上戻入の実績率増加に伴い解約調整引当金が43,457千円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は、922,748千円となり、前連結会計年度比114,292千円の増加となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加114,292千円によるものであります。

② 経営成績の状況

第9期連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

当連結会計年度におけるわが国経済は、当初は堅調な企業収益や雇用環境の改善により緩やかな回復基調で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う経済の混乱が生じております。海外においても感染の拡大が続いており、収束の見通しが立たないことから、各国において経済見通しの下方修正が続くなど世界経済の減速懸念が増大しています。

当社グループが掲げるラストワンマイル事業におきましては、情報化社会の進展に伴い個人消費者の生活インフ

ラに関する需要は高く、また法人顧客においても電気、インターネット等のインフラを始めとするサービスの需要が高まっているものの、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う経済の混乱による影響を受け先行き不透明な状況となりました。

当社グループの経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等は、売上高、営業利益及び経常利益に加え、サービス流通数(新規顧客獲得数)の増加を重要な経営指標としており、当連結会計年度においてはサービス流通数が126,890件(前年同期比15.3%増)となりました。当連結会計年度の業績は、売上高7,220,406千円(前年同期比17.7%減)(注)、営業利益は、57,584千円(前年同期比51.5%減)、経常利益は、63,902千円(前年同期比53.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は、19,410千円(前年同期比51.0%減)となりました。なお、当社グループはラストワンマイル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(注)当社グループは2019年7月に一部の他社サービス取次の契約内容を変更し、総額表示から純額表示に変更しております。2020年11月期は通期で影響しており減収となっております。

第10期第3四半期連結累計期間(自 2020年12月1日 至 2021年8月31日)

当第3四半期連結累計期間(2020年12月1日～2021年8月31日)におけるわが国の経済は、新型コロナワクチン接種者の増加、東京オリンピックの開催と明るい話題もあったものの、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う緊急事態宣言の再発出など依然として先行き不透明な状態が続いております。

当社グループが掲げるラストワンマイル事業におきましては、情報化社会の進展に伴い個人消費者の生活インフラに関する需要は高く、また法人顧客においても電気、インターネット等のインフラを始めとするサービスの需要が高まっているものの、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う経済の混乱による影響を受け先行き不透明な状況となりました。

このような環境下で、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高6,189,121千円、営業利益は、141,490千円、経常利益は、172,450千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は、114,292千円となりました。

③キャッシュ・フローの状況

第9期連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、売上債権の増加、法人税等の支払額及び長期借入金の返済による支出等の要因により、前連結会計年度末に比べ215,037千円減少し、637,700千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の資金収支は、税金等調整前当期純利益60,514千円、減価償却費42,013千円、未払金の増加額88,605千円があった一方で、売上債権の増加額138,557千円、法人税等の支払額154,930千円等により9,626千円の支出(前連結会計年度は146,829千円の支出)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の資金収支は、敷金及び保証金の回収による収入11,184千円、保険積立金の解約による収入15,924千円等により、6,596千円の収入(前連結会計年度は30,621千円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の資金収支は、短期借入金の純減少額55,004千円、長期借入れによる収入100,000千円、長期借入金の返済による支出254,831千円等により212,007千円の支出(前連結会計年度は165,448千円の収入)となりました。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループでは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループでは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

c. 販売実績

第9期連結会計年度及び第10期第3四半期連結累計期間の販売実績は次のとおりであります。

事業の名称	第9期連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)		第10期第3四半期 連結累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年8月31日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
ラストワンマイル事業	7,220,406	△17.7	6,189,121
合計	7,220,406	△17.7	6,189,121

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度及び第10期第3四半期連結累計期間の主な相手別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第8期連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)		第9期連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)		第10期第3四半期 連結累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社ブロードサポート	397,899	4.5	1,080,773	15.0	429,849	6.9
プレミアムウォーター株式会社	984,236	11.2	989,197	13.7	898,676	14.5
株式会社ハローコミュニケーションズ(注)	3,640,322	41.5	39,886	0.6	1,166	0.0

(注) 当社グループは、経営方針の見直しに伴い商流を変更したことにより2019年7月より(株)ハローコミュニケーションズからの他社サービス取次を、代理店コンサルティングに移行しております。これに伴い当社グループの(株)ハローコミュニケーションズに対する売上は減少しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表作成において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものは次のとおりであります。なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載のとおりであります。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異については、繰延税金資産を計上することとしております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の計上額に影響する可能性があります。

②経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「3(1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

③経営戦略の現状と見通し

当社グループは、主に新生活を迎える個人と新規出店や店舗改装を行う法人に対して、必要なインフラサービスを提供していくラストワンマイル事業を単一セグメントとして事業展開しており、市場における個人または法人の引越しや移転・改装のタイミングの把握とサービス提供手法の最適化、顧客が本当に必要とするサービスの選定と顕在ニーズを反映させたサービスの構築、主にこの二点についての動向を注視してまいります。また、販路の強化と拡大、サービスラインナップの充実と自社サービスの顧客満足度の最大化を当社グループ全体で行い、グループ各社の独自性と強みを発揮し協業していく体制で中期経営計画を実行してまいります。

④経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

⑤資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. 資金需要

当社グループの事業活動における運転資金需要の主なものは業務委託費、商品の仕入、人件費、外注費及び一般管理費等があります。

b. 財務政策

当社グループの事業活動の維持拡大に必要な資金を安定的に確保するため、資金調達に際して、低コストでかつ安定的に資金を確保することを目標として取り組んでいます。具体的には内部資金の活用および銀行借入等の間接金融のバランスを見極めつつ、その時々マーケット状況での有利手段を追求しています。

4 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
(株)ラストワンマイル	HTB エナジー(株)	日本	新電力	2018年5月1日	自 2018年5月1日 至 2021年4月30日 (1年自動更新)	契約の取次
(株)ラストワンマイル	(株)ファミリーネット・ジャパン	日本	新ガス	2019年9月11日	自 2019年9月11日 至 2022年8月31日 (1年自動更新)	契約の取次
(株)ラストワンマイル	プレミアムウォーター(株)	日本	宅配水	2019年4月1日	自 2019年4月1日 至 2021年3月31日 (1年自動更新)	宅配水のOEM製造
(株)ラストワンマイル	東日本電信電話(株)	日本	光コラボレーションモデル	2016年2月17日	自 2016年2月17日 至 期間の定めなし	契約の取次
(株)ラストワンマイル	(株)Twelve	日本	クラウドWi-Fi	2020年4月1日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日 (1年自動更新)	契約の取次

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第9期連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

当連結会計年度の設備投資の総額は32,573千円であり、主なものは、事務所内部造作による設備投資、千葉県船橋市で当社グループが運営する障がい者の雇用創出及び障がい者に優しい安心安全な職場の提供を目的とした農園で使用する農機具等の購入であります。なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。また、当社グループはラストワンマイル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第10期第3四半期連結累計期間(自 2020年12月1日 至 2021年8月31日)

当第3四半期連結累計期間の設備投資の総額は3,278千円であり、主なものは、パソコン等の購入であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループはラストワンマイル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(1) 提出会社

2020年11月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (名)
		建物附属 設備 (千円)	什器 及び備品 (千円)	土地 (面積㎡)	リース 資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都豊島区)	本社設備	61,990	3,446	—	15,900	272	81,609	121 (25)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数の()の数は、臨時雇用者数を外書きしております。
 4. 本社の建物は全て賃借しており、その年間賃借料は82,676千円であります。

(2) 国内子会社

2020年11月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (名)
			建物附属 設備 (千円)	什器 及び備品 (千円)	土地 (面積㎡)	リース 資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
㈱まるっとチ ェンジ	本社 (東京都豊 島区)	事業設備	8,962	230	—	—	—	9,192	82 (63)
㈱ITサポート	本社 (東京都豊 島区)	事業設備	3,172	142	—	—	—	3,314	16 (15)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数の()の数は、臨時雇用者数を外書きしております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2021年9月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,400,000
計	10,400,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,604,418	非上場	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であり、 単元株式数は100株であります。
計	2,604,418	—	—

(注)2021年8月3日開催の臨時株主総会で定款変更が決議され、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2017年6月15日 (第1回新株予約権)	2018年6月25日 (第2回新株予約権)	2018年8月31日 (第3回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1 当社従業員27	当社取締役3 当社従業員15	当社従業員27
新株予約権の数(個)※	689(注)1	465(注)1	156(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類※	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)※	68,900(注)1	46,500(注)1	15,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	297(注)2		
新株予約権の行使期間※	自 2019年7月1日 至 2027年5月31日	自 2020年8月1日 至 2028年6月10日	自 2020年10月1日 至 2028年8月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 297 資本組入額 148.5 (注)3		
新株予約権の行使の条件※	(注)4		
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡することはできず、また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできない。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5		

決議年月日	2019年4月26日 (第5回新株予約権)	2020年6月1日 (第6回新株予約権)	2020年10月5日 (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1 当社従業員20	当社取締役2 当社従業員23	当社従業員1
新株予約権の数(個)※	219(注)1	665(注)1	200(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類※	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)※	21,900(注)1	66,500(注)1	20,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	938(注)2	1,203(注)2	1,203(注)2
新株予約権の行使期間※	自 2021年6月1日 至 2029年4月11日	自 2022年7月1日 至 2030年5月31日	自 2022年11月1日 至 2030年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 938 資本組入額 469 (注)3	発行価格 1,203 資本組入額 601.5 (注)3	
新株予約権の行使の条件※	(注)4		
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡することはできず、また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできない。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5	(注)6	

※最近事業年度の末日(2020年11月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年9月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、上記普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から、上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件

- i 新株予約権の割当てを受けたもの(以下「新株予約権者」)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員(以下「取締役等」)の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が当社または当社子会社の都合で取締役等の地位になくなった場合を除くものとする。
ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
iii 新株予約権の一部行使はできないものとする。
iv 新株予約権者は、当社普通株式が金融商品取引法上の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を権利行使することができる。
v 新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
ア. 新株予約権者が当社または当社子会社の使用人である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
イ. 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
ウ. 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
エ. 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合
オ. 禁固以上の刑に処せられた場合
カ. 当社または当社関係会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める行使期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使の条件
上記(注)4に定める行使条件に準じて決定する。
 - vii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
 - viii 新株予約権の取得条項
 - ① 当社は、新株予約権者が上記(注)4の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ. 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
 - ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ③ 当社は、新株予約権者が、その保有する新株予約権の全部または一部を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ix 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
本(注)5に準じて決定する。
 - x 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める行使期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使の条件
上記(注)4に定める行使条件に準じて決定する。

vii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。

viii 新株予約権の取得条項

① 当社は、新株予約権者が上記(注)4の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得する。

② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案

ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

ix 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本(注)6に準じて決定する。

x 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

決議年月日	2018年10月31日 (第4回新株予約権)
新株予約権の数(個)※	269(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類※	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)※	26,900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	800(注)2
新株予約権の行使期間※	自 2020年12月1日 至 2028年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 800 資本組入額 400 (注)3
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※最近事業年度末日(2020年11月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年9月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、上記普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から、上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使条件
- i 新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ii 新株予約権の割当を受けたもの(以下「新株予約権者」)は、当社普通株式が金融商品取引法上の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を権利行使することができる。
- iii 新株予約権者は、以下に掲げる事由に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- ・当社または当社関係会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- v 新株予約権を行使することができる期間
- 表中に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使の条件
- 上記(注)4に定める行使条件に準じて決定する。
- vii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 上記(注)3に準じて決定する。
- viii 新株予約権の取得条項
- ① 当社は、新株予約権者が上記(注)4の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合または権利放棄を希望した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は)、新株予約権を無償で取得することができる。
- イ.当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ.当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
 - ハ.当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ③ 当社は、新株予約権者が、その保有する新株予約権の全部または一部放棄を希望した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ix 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年12月15日 (注) 1	199,980	200,000	—	35,000	—	500
2017年5月31日 (注) 2	1,800,000	2,000,000	—	35,000	—	500
2017年6月30日 (注) 3	160,000	2,160,000	25,000	60,000	22,520	23,020
2018年9月6日 (注) 4	374,418	2,534,418	150,000	210,000	149,534	172,554
2018年9月28日 (注) 5	20,000	2,554,418	8,000	218,000	8,000	180,554
2018年10月31日 (注) 6	50,000	2,604,418	20,000	238,000	20,000	200,554

(注) 1. 株式分割(1 : 10,000)によるものであります。

2. 株式分割(1 : 10)によるものであります。

3. 有償第三者割当増資 160,000株

発行価格 297円

資本組入額 156.25円

割当先 株式会社プレミアムウォーターホールディングス

4. 株式会社コール&システムとの株式交換による新株発行であります。

5. 有償第三者割当増資 20,000株

発行価格 800円

資本組入額 400円

割当先 株式会社日本財託、馬場亮治、尾崎充

6. 有償第三者割当増資 50,000株

発行価格 800円

資本組入額 400円

割当先 日本アジア投資株式会社、みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合

(4) 【所有者別状況】

2021年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	12	—	—	12	24	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	8,616	—	—	17,424	26,040	418
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	33.09	—	—	66.91	100.00	—

(注) 自己株式43,200株は「個人その他」に432単元含まれております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 43,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,560,800	25,608	—
単元未満株式	418	—	—
発行済株式総数	普通株式 2,604,418	—	—
総株主の議決権	—	25,608	—

② 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ラストワン マイル	東京都豊島区東池袋 四丁目21番1号アウ ルタワー3階	43,200	—	43,200	1.66
計	—	43,200	—	43,200	1.66

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分 割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	43,200	—	43,200	—

3 【配当政策】

当社は、当連結会計年度末現在においても配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の持続的な成長に必要な設備投資等や経営基盤の強化に係る内部留保を確保しつつ、財政状況及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、今後の成長に資する設備投資等並びに経営基盤の強化に有効活用していく所存であります。

なお、当社が剰余金の配当を実施する場合は、定款の定めに基づき、期末配当の年1回を基本的な方針としております。また、配当の決定機関は株主総会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営が効率性と適法性を同時に確保しつつ、健全に発展するために必要な経営統治体制の整備や施策を実施することであり、当社グループの経営理念である「“繋げる” “与える” で関わる世界中の人々を幸せに」を実現するためにも、株主や顧客をはじめとする利害関係者に対して公正かつ中立な姿勢を保持・充実していくことが経営上の最も重要な課題の一つであると認識しております。このためにも、コンプライアンスを重視した経営及びこれを実践するためのコーポレート・ガバナンスの確立が必要であり、今後も経営の透明性、迅速性、公正性、健全性の向上を図っていく所存であります。

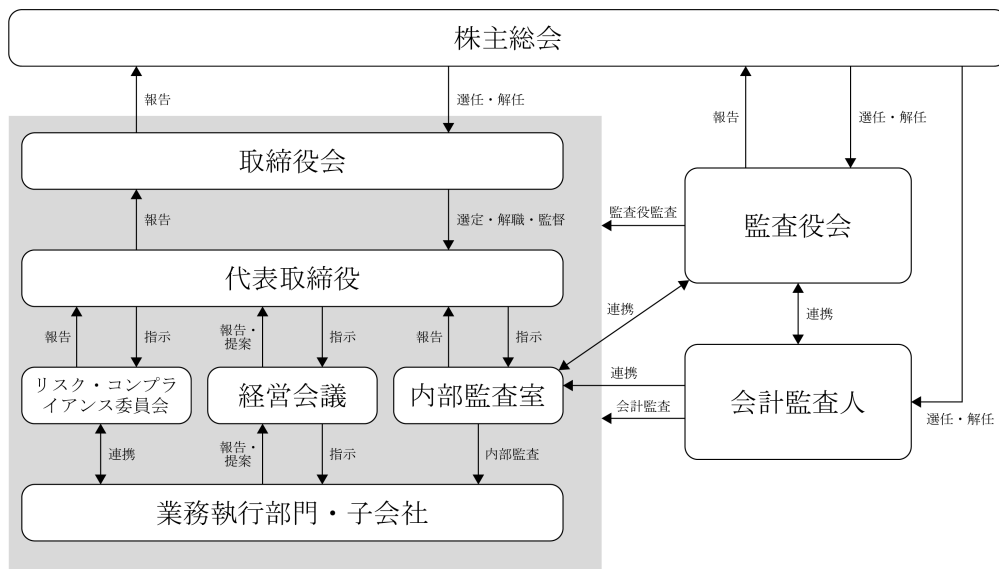
当社グループは、企業価値の継続的な向上、経営の透明性と健全性の確保、及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化がコーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えております。これを実現するため、以下記載の内部統制システムを構築し、適切なコーポレート・ガバナンスを維持・推進してまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会を設置しております。また、統治体制を担保するものとして経営会議、リスク・コンプライアンス委員会及び内部監査室を設置しております。各機関が相互に連携することによって経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

・当社グループの企業統治体制図



b. 経営上の意思決定に係る経営管理組織の構成

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役1名)で構成されております。毎月開催されている定時取締役会に加えて必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名(社外監査役)及び非常勤監査役2名(社外監査役)で構成されております。監査役会は、毎月1回定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の報告等、監査役相互の情報共有を図っております。なお、監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、各取締役の業務執行状況の監査を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を通じて、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(c) 経営会議

経営会議は、取締役6名、常勤監査役1名(社外監査役)、執行役員2名の計9名で構成されており、取締役会の方針により、業務遂行の決定、現場情報の共有、課題への対策を目的として、月に一度開催しております。なお、常勤監査役(社外監査役)は、経営全般又は個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行っております。

(d) 内部監査室

内部監査室は、社長が承認した監査計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を社長に報告するとともに監査役に報告するものとします。

(e) リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、社長を委員長として、委員長又は管理業務担当取締役が指名した複数名の委員で構成しており、適宜関係部署担当者も参加しております。リスク・コンプライアンス委員会は、原則として四半期ごとに定期及び必要に応じて臨時で開催しており、リスク・コンプライアンス体制の整備及び問題や改善点等の把握に努めております。

各機関の構成員は以下のとおりです。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	リスク・コンプライアンス委員会
代表取締役社長	清水 望	◎		◎	◎
取締役副社長	秋月 帥謙	○		○	○
取締役	工藤 健二	○		○	○
取締役	市川 康平	○		○	○
取締役	久木宮 美和	○		○	○
取締役	渡辺 誠	○		○	○
取締役(社外)	馬場 亮治	○			
常勤監査役(社外)	三神 明	△	◎	○	○
監査役(社外)	尾崎 充	△	○		
監査役(社外)	石上 麟太郎	△	○		
執行役員	柳田 拓也			○	○
執行役員	氣仙 直用			○	○

(注) 1. ◎は議長又は委員長、○は構成員、△は出席者を表しております。

2. 取締役会、経営会議及びリスク・コンプライアンス委員会には、上記の他、関連部署の部門長等が参加しております。

③企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社では、取締役会の決議に基づく内部統制システム整備の基本方針を定めており、本基本方針に則りリスク管理体制を含めた内部統制システムの整備に努めております。

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人の業務執行が、法令・定款及び当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置付け「リスク・コンプライアンス規程」を定める。
 - ロ. コンプライアンス活動を徹底させるため、社長を担当役員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的な取り組みを行う。
 - ハ. 内部監査室を設置し、社長が承認した監査計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を社長に報告するとともに監査役に報告する。
- ニ. 違反行為や疑義のある行為等を役員及び使用人が直接通報できる内部通報窓口を社内外に設置し運営する。
- ホ. 取締役会は、適正な財務報告を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務報告の作成過程において虚偽記載並びに誤謬等が生じないように実効性のある内部統制を構築する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 文書管理規程に基づき、管理責任者は次の各号に定める文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を関連資料とともに保存する。
- (イ) 株主総会議事録及び関連資料
 - (ロ) 取締役会議事録及び関連資料
 - (ハ) 経営会議議事録及び関連資料
 - (ニ) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録及び関連資料
 - (ホ) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ロ. 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理については「文書管理規程」に基づき適正に保存・管理する。
- ハ. 当社が保存又は管理する電磁的記録については、「情報セキュリティ規程」に基づきセキュリティを確保し、情報の毀損や外部への流出を防止する。
- ニ. 取締役及び監査役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、直接、閲覧・謄写又は複写することができる。

(c) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理に関しては「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、リスク管理の最高責任者を社長とすると同時に、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理を効果的かつ効率的に実施する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ロ. 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
- ハ. 取締役及び使用人の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。

(e) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ会社の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、当社が制定した「関係会社管理規程」の遵守を求める。

- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ. 監査役の業務を補助すべき使用人を置くこと及び置く場合の員数については、監査役と取締役会の協議の上で決定する。
 - ロ. 前項の使用人が監査役の職務を補助する際には、取締役の指示命令を受けないものとする。

- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う
 - ロ. ビジネスマネジメント部長、財務経理部長等は、その職務の内容に応じ、定期的に監査役に対する報告を行う。
 - ハ. 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議等の重要な会議に出席する。

- (h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役は月1回定時に監査役協議会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、内部監査室から定期的に監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
 - ロ. 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

- (i) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - イ. 反社会的勢力とは関係を持たないことをコンプライアンス方針として定めており、毅然とした姿勢で対応する。
 - ロ. 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、ビジネスマネジメント部を対応部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。
 - ハ. 事業に関わる契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことを確認を行う。
 - ニ. 事業に関わる契約を締結する際には、双方において反社会的勢力又は関わりのある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除と共に損害賠償請求義務を負うなどの「反社会的勢力の排除規定」等を契約書面にて交わす。

- b. リスク管理、コンプライアンス体制の整備状況
 - (a) 取締役及び使用人の業務執行が、法令・定款及び当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置付け「リスク・コンプライアンス規程」を定めている。
 - (b) 取締役会は、適正な財務報告を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務報告の作成過程において虚偽記載並びに誤謬等が生じないように実効性のある内部統制を構築するものとする。
 - (c) コンプライアンス活動を徹底させるため、社長を担当役員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的な取り組みを行う。
 - (d) リスク管理に関しては「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、リスク管理の最高責任者を社長とすると同時に、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理を効果的かつ効率的に実施する。
 - (e) 違反行為や疑義のある行為等を役員及び使用人が直接通報できる内部通報窓口を社内外に設置し運営する。
 - (f) 反社会的勢力とは関係を持たないことをコンプライアンス方針として定めており、毅然とした姿勢で対応する。反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、ビジネスマネジメント部を対応部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。事業に関わる契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことを確認を行う。事業に関わる契約を締結する際には、双方において反社会的勢力又は関わりのある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除と共に損害賠償請求義務を負うなどの「反社会的勢力の排除規定」等を契約書面にて交わす。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社は、下記の通り、当社グループ各社の管理、運営及び業務の適正性の確保に努めております。

- (a) グループ会社の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、当社が制定した「関係会社管理規程」の遵守を求めます。
- (b) 内部通報制度については、「内部通報規程」を制定し、その通報窓口を子会社にも開放し、周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。
- (c) グループ会社における経営上重要な事項については、当社取締役会の付議事項とする。
- (d) 当社内部監査室は、グループ各社に対する内部監査を実施する。
- (e) グループ各社は、経営目標を設定し、当期見通し等について、当社経営陣と協議する。
- (f) 当社グループは、会社の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断するため、不当要求等については、毅然かつ組織的に対応する。

d. 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める方法により算定される額を限度とする契約を締結しております。

e. 取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨を定款で定めております。

f. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行い、累積投票によるものとする旨を定款に定めております。

g. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

h. 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

i. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針に関しては、特に定めておりません。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 9名 女性 1名(役員のうち女性の比率 10%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表 取締役 社長	清水 望	1985年12月 22日	2004年4月 2009年4月 2011年4月 2012年6月 2013年4月 2014年1月 2015年4月 2016年6月 2016年9月	株式会社光通信入社 株式会社光通信 コンシューマー事業部統括部長就任 株式会社U-MX 入社 コールセンター事業統括部長就任 株式会社Bestエフォート(現: ㈱ラストワンマイル) 代表取締役社長就任(現任) 株式会社Everエフォート 取締役就任 株式会社Bestコンサルティング 代表取締役就任 株式会社コールナビ 取締役就任 株式会社Bestクオリティ(現: ㈱Bestパートナー) 代表取締役就任 株式会社Bestライフソリューション(現: ㈱まるっとチェンジ) 取締役就任	(注) 3	1,380,400
取締役 副社長	秋月 帥謙	1985年2月 10日	2004年6月 2007年1月 2008年1月 2013年1月 2014年1月 2014年9月 2015年4月 2016年9月 2018年8月 2018年12月 2019年11月 2020年12月	株式会社モンテローザ 入社 株式会社東亜 入社 株式会社IPネットサービス 入社 株式会社Bestエフォート(現: ㈱ラストワンマイル) 執行役員就任 株式会社Bestコンサルティング 取締役就任 株式会社Bestエフォート(現: ㈱ラストワンマイル) 取締役就任(現任) 株式会社コールナビ 取締役就任 株式会社Bestライフソリューション(現: ㈱まるっとチェンジ) 取締役就任 株式会社BestaA(現: ㈱Bestパートナー) 取締役就任 株式会社コール&システム 取締役就任 株式会社ラストワンマイル 取締役副社長就任 株式会社ラストワンマイル 専務取締役就任 株式会社ラストワンマイル 取締役副社長就任(現任)	(注) 3	157,000
取締役 営業 本部長	工藤 健二	1981年9月 14日	2003年4月 2006年3月 2008年4月 2011年12月 2013年7月 2018年1月 2018年6月 2018年12月	株式会社喜久家 入社 株式会社アリカ 入社 IVOW株式会社 入社 株式会社IPネットサービス 入社 株式会社Bestエフォート(現: ㈱ラストワンマイル) 入社 株式会社ITサポート 代表取締役社長就任(現任) 株式会社Bestエフォート(現: ㈱ラストワンマイル) 執行役員就任 株式会社ラストワンマイル 取締役就任(現任)	(注) 3	1,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 財務経理 部長	市川 康平	1987年3月 24日	2006年9月 2008年10月 2015年9月 2016年9月 2016年11月 2016年12月 2018年12月 2019年3月	株式会社グッドスタッフ 入社 株式会社シティクリエーションホールディングス 入社 株式会社イズムスコンサルティング(現: ㈱ITサポート) 代表取締役就任 株式会社Bestライフソリューション(現: ㈱まるっとチェンジ) 監査役就任 株式会社Bestエフォート(現: ㈱ラストワンマイル) 入社 株式会社Bestエフォート(現: ㈱ラストワンマイル) 取締役就任 株式会社まるっとチェンジ 取締役就任 株式会社ITサポート 取締役就任 株式会社ラストワンマイル 取締役就任(現任)	(注) 3	6,000
取締役 ビジネス マネジメ ント部長	久木宮 美和	1985年1月 26日	2003年4月 2005年9月 2008年9月 2009年2月 2013年7月 2015年1月 2018年7月 2018年9月 2018年12月 2020年2月	株式会社大洋食品 入社 有限会社はらだ 入社 株式会社グローバルワン 入社 株式会社プレコムジャパン 入社 株式会社プレコムジャパン 取締役就任 株式会社コール&システム 取締役就任 株式会社Bestエフォート(現: ㈱ラストワンマイル) 執行役員就任 株式会社コール&システム 代表取締役就任 株式会社まるっとチェンジ 代表取締役就任 株式会社ITサポート 取締役就任(現任) 株式会社ラストワンマイル 取締役就任(現任) 株式会社まるっとチェンジ 取締役就任(現任)	(注) 3	4,455
取締役	渡辺 誠	1974年7月 28日	1995年4月 2000年8月 2008年5月 2010年9月 2010年10月 2013年10月 2014年5月 2015年1月 2015年2月 2015年4月 2016年4月 2016年5月 2016年8月 2017年7月 2018年3月 2018年7月 2018年8月 2018年12月 2019年4月 2019年6月 2019年9月 2021年6月	株式会社竹中土木 入社 株式会社住商テレメイト九州 入社 株式会社プレコムジャパン 代表取締役就任 株式会社コール&システム 設立 株式会社インターネット・コムプレート(現: ㈱エム企画) 代表取締役就任 株式会社N`s Front(現: ベストミライクル㈱) 代表取締役 就任 株式会社プラスジャパン 代表取締役就任 株式会社コール&システム 代表取締役就任 株式会社エイトミリオン(現: ㈱スマイル) 代表取締役就 任 IAC合同会社 代表社員就任 株式会社SHI 顧問就任 株式会社エイトミリオン(現: ㈱スマイル) 代表取締役就 任 ニッポンインシュア株式会社 社外取締役就任(現任) SSSEO株式会社 代表取締役就任 HATAGO吉塚合同会社(現: ㈱早稲田向陽台学習センター) 代表社員就任 株式会社プラスサムジャパン 顧問就任(現任) 株式会社バケーションズ(現: ㈱Next STAY) 代表取締役就 任 株式会社Bestエフォート(現: ㈱ラストワンマイル) 取締役 就任(現任) 株式会社まるっとチェンジ 取締役就任 株式会社スマイル 代表取締役就任 株式会社GLOBAL HR TECHNOLOGY 顧問就任(現任) 株式会社リヴァ・ファシリティーズ 代表取締役就任 株式会社ホームコンサル 代表取締役就任(現任) 株式会社早稲田向陽台学習センター 代表取締役就任(現 任)	(注) 3	215,745

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (社外)	馬場 亮治	1978年10月 22日	<p>1997年4月 九州電力株式会社 入社</p> <p>2000年4月 鹿児島県警察本部 入職</p> <p>2007年12月 司法書士法人なのはな法律事務所 入所</p> <p>2009年1月 馬場社労士行政書士事務所(現: 社会保険労務士法人グローバルコンテンツジャパン) 所長就任</p> <p>2009年9月 合同会社ランブリッジ(現: ㈱ランブリッジ) 代表社員就任</p> <p>2014年4月 株式会社コール&システム 監査役就任 株式会社プレコムジャパン 監査役就任 株式会社インターネット・コムプレート(現: ㈱エム企画) 監査役就任</p> <p>2015年2月 株式会社エイトミリオン(現: ㈱スマイル) 監査役就任</p> <p>2015年8月 The CFO Consulting株式会社(現: ㈱フードテックキャピタル) 取締役就任</p> <p>2016年2月 株式会社アサカワ引越センター 取締役就任</p> <p>2016年4月 WORK the MAGIC ON行政書士法人 代表社員就任 The CFO Consulting株式会社(現: ㈱フードテックキャピタル)より株式会社subLime 出向 執行役員就任 The CFO Consulting株式会社(現: ㈱フードテックキャピタル)より株式会社パートナーズダイニング出向 執行役員就任</p> <p>2016年7月 株式会社グローバルHRテクノロジー 代表取締役就任(現任)</p> <p>2017年1月 株式会社NATTY SWANKY 監査役就任(現任)</p> <p>2017年9月 HEARTS Asset Management株式会社(現: ㈱ReVie) 監査役就任</p> <p>2018年7月 株式会社ADI 取締役就任</p> <p>2018年8月 株式会社Bestエフォート(現: ㈱ラストワンマイル) 取締役就任(現任)</p> <p>2019年2月 Great Shine Enterprises Limited CEO就任(現任)</p> <p>2019年3月 株式会社INGS 監査役就任(現任) 株式会社SHI 監査役就任 合同会社優清 代表社員就任(現任)</p> <p>2019年4月 株式会社GLOBAL HR TECHNOLOGY 代表取締役就任(現任) 株式会社ADI 代表取締役就任(現任)</p> <p>2019年6月 The CFO Consulting株式会社(現: ㈱フードテックキャピタル) 監査役就任</p> <p>2020年2月 株式会社ランブリッジ 代表取締役就任(現任)</p> <p>2021年4月 株式会社GHRT 代表取締役就任(現任)</p>	(注) 3	3,750
監査役 (常勤/社外)	三神 明	1950年10月 3日	<p>1975年4月 三菱商事株式会社ガス石油機械部 入社</p> <p>1981年6月 三菱商事株式会社より千代田化工建設株式会社へ出向 LNGプロジェクトコーディネーター就任</p> <p>1991年6月 カナダ三菱商會社 副社長兼機械部長就任</p> <p>2001年10月 三菱商事株式会社 監査部監督チームリーダー就任</p> <p>2007年4月 三菱商事株式会社 内部監査推進室担当次長就任</p> <p>2011年4月 明治大学大学院グローバルビジネス研究科講師</p> <p>2011年6月 燦ホールディングス株式会社 常勤監査役就任 株式会社公益社 監査役就任 エクセル・サポート・サービス株式会社 監査役就任 株式会社葬仙 監査役就任 株式会社タルイ 監査役就任</p> <p>2016年6月 株式会社フルフィルメント・ホールディングス常勤監査役就任</p> <p>2017年7月 株式会社Bestエフォート(現: ㈱ラストワンマイル) 常勤監査役就任(現任)</p> <p>2018年2月 株式会社Bestライフソリューション(現: ㈱まるっとチェンジ) 監査役就任(現任)</p> <p>2018年12月 株式会社ITサポート 監査役就任(現任)</p> <p>2019年9月 テクノプロ・ホールディングス株式会社 非常勤監査役就任(現任)</p>	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (社外)	尾崎 充	1964年9月 29日	1989年10月 KPMGビートマーウィック港監査法人(現:有限責任あずさ監査法人) 入所 1993年9月 公認会計士登録 1993年10月 中島会計事務所 入所 1997年11月 株式会社アクティベートジャパンコンサルティング 代表取締役就任(現任) 1998年4月 協立監査法人 入社 尾崎公認会計士事務所(現:アクティベートジャパン公認会計士共同事務所) 所長就任 2005年9月 株式会社キタセツ 監査役就任(現任) 株式会社ワード・トレーダーズ 監査役就任(現任) 2005年10月 株式会社コスパクリエーション 監査役就任(現任) 2008年6月 アクティベートジャパン税理士法人 代表社員就任(現任) 2008年9月 株式会社イメージ・マジック 監査役就任(現任) 2009年7月 株式会社リプセンス 監査役就任(現任) 2011年6月 株式会社十(現:㈱tuth) 監査役就任 2016年6月 株式会社コユニティー 監査役就任 株式会社GA technologies 監査役就任 2016年12月 株式会社Bestエフォート(現:㈱ラストワンマイル) 監査役就任(現任) 2017年3月 アクティベートジャパン人事労務研究所 所長就任(現任) 2019年11月 医療法人社団五輪会 監事就任(現任) 2020年1月 株式会社東新システム 監査役就任(現任) アクティベートジャパン行政書士事務所 所長就任(現任) 2020年7月 アクティベートジャパン公認会計士共同事務所 統括者就任(現任)	(注) 4	3,750
監査役 (社外)	石上 麟太郎	1964年7月 20日	1997年4月 最高裁判所司法研修所 入所 1999年4月 八重洲法律事務所 入所 2004年9月 N P O 法人安全学研究所 監事就任(現任) 2006年4月 学校法人成城学園 監事就任 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科(企業法務) 兼任講師(現任) 2008年8月 石上法律事務所開設 所長就任(現任) 2012年11月 学校法人成城学園 評議員就任(現任) 2013年9月 成城大学法学部法律学科(現代社会と法) 非常勤講師(現任) 2015年2月 一般社団法人フォーデイズ自立支援協会 監事就任 2017年12月 衆議院議員池田佳隆事務所政策担当秘書(現任) 2018年10月 株式会社Bestエフォート(現:㈱ラストワンマイル) 監査役就任(現任)	(注) 4	—
計					1,772,100

- (注) 1. 取締役馬場亮治は、社外取締役であります。
2. 監査役三神明、尾崎充及び石上麟太郎は、社外監査役であります。
3. 任期は、2021年8月3日開催の臨時株主総会終結の時から、2021年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 任期は、2021年8月3日開催の臨時株主総会終結の時から、2024年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在における執行役員は2名で構成されており、氏名・担当は以下のとおりです。
- 執行役員 柳田 拓也 営業本部 引越しワンストップ担当部長
- 執行役員 氣仙 直用 営業本部 CX推進担当部長
6. 取締役渡辺誠の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社スマイルが所有する株式数を含めて表示しております。

② 社外役員の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、経営の健全性・透明性向上を果たすことを目的として、社外取締役を1名、社外監査役を3名それぞれ選任し、社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

社外取締役の馬場亮治は、警察官、行政書士、社会保険労務士、中国での会社設立、会社経営、監査役といった幅広い業務経験に基づく豊富な見識と実績を有し、当社の社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たしております。

社外監査役の三神明は、大手総合商社における事業・経営管理及び内部監査の豊富な知識・経験並びに他社における監査役としての豊富な知識・経験等を有しており、これらを活かして、社外監査役として客観性及び中立性の観点から経営監視機能を果たしており、取締役会においても、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

社外監査役の尾崎充は、公認会計士としての専門的な知識及び経験並びに企業経営者としての豊富及び幅広い知見を有しており、これらを活かして、社外監査役として客観性及び中立性の観点から経営監視機能を果たしており、取締役会においても、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

社外監査役の石上麟太郎は、弁護士としての多様な業務経験に加え、明治大学講師、学校法人成城学園の評議員など、幅広い視野に基づく豊富な経験を有しており、これらを活かして、社外監査役として客観性及び中立性の観点から経営監視機能を果たしており、取締役会においても、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

当社と社外役員の間には、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針を特段設けておりませんが、その選任に際しては、会社法に定める社外性の要件及び東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外役員は、取締役会又は監査役会等を通じて、監査役監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打合わせを行い、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役(社外監査役)1名及び非常勤監査役(社外監査役)2名の合計3名で実施されております。常勤監査役を中心として、グループ全社の業務監査・会計監査を実施するとともに、取締役会に出席し、意見陳述を行い、取締役の職務執行の監査を行っております。なお、監査役尾崎充氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当事業年度において当社は監査役会を合計14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
三神 明	14回	14回
尾崎 充	14回	14回
石上 麟太郎	14回	14回

監査役会における主な検討事項としては、グループガバナンスの運用状況や、内部統制システムの整備・運用状況、コンプライアンス及びリスク管理状況、連結決算、四半期決算への処理状況であります。

また、常勤の監査役の活動として、定時取締役会及び臨時取締役会への出席、子会社2社で開催される定時取締役会及び臨時取締役会、ならびに当社及び子会社2社で開催される経営会議その他の当社グループの重要な会議体への出席、議事録・関連資料の事前閲覧(事前監査)、関係者へのヒアリングを実施しております。

②内部監査の状況

当社グループにおける内部監査は、独立した社長直轄の組織として、社長が選任した内部監査責任者1名が当社及びグループ子会社の監査を実施し、組織、制度及び業務の運営が諸法規、会社の経営方針、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に実施されているか否かを検証、評価することにより、経営管理の諸情報の正確性を確保し、業務活動の正常な運営と改善向上を図ることを目的として内部監査を実施しております。

内部監査責任者は、監査結果を社長に報告し、改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。

また、内部監査責任者、監査役及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報共有を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2年

c. 業務を執行した公認会計士

山本 秀仁

梶尾 拓郎

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社グループの会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士試験合格者等3名、その他3名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が示す「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準じて、会計監査人を選定する方針です。現在の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人においては、監査法人の品質管理体制、監査チームの独立性・専門性、監査の実施体制、監査報酬の水準・内容等に基づき、選定の要否を検討し、選定しております。なお、会社法第340条第1項各号にいずれかに該当すると認められる場合における会計監査人の解任のほか、会計監査人がその職務を適正に遂行することが困難であると判断した場合には、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会

が当該議案を株主総会に提出することとしています。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査法人の品質管理、独立性・専門性、監査の実施体制及び職務の遂行状況、監査役・経営者等とのコミュニケーションの状況、不正リスクへの対応等を評価項目とし、監査法人の評価を行っております。なお、当該評価にあたりましては、経理部門及び内部監査部門による会計監査人の評価も合わせて、重要な要素として参考しております。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,700	—	25,200	—
連結子会社	—	—	—	—
計	19,700	—	25,200	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、当社グループの事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積り算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は2019年4月12日に取締役会で決議した役員報酬規程に定めております。

役員の報酬等の決定方法は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、それぞれの委嘱内容、貢献度、世間水準及び従業員給与とのバランスを考慮し、各取締役の報酬については取締役会の決議、各監査役の報酬については監査役の協議により決定する方法であります。取締役の報酬は月額報酬(固定報酬)と賞与で構成され、監査役の報酬は月額報酬(固定報酬)で構成されており、業績連動報酬制度は採用しておりません。

常勤役員の月額報酬は、役職毎に定める報酬水準の範囲内(取締役については、従業員給与の最高額の1.4倍～4.0倍の範囲、監査役については、0.6～1.3倍の範囲)としております。また、非常勤役員の月額報酬は、その役員の社会的地位及び貢献度を考慮しております。なお、取締役の賞与は、会社の業績、委嘱内容及び貢献度を考慮しております。

b. 役員報酬等の決定プロセス

2018年2月28日開催の第6回定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額を、年額130,000千円以内(同定時株主総会終了後の員数は取締役3名(うち社外取締役0名))、監査役報酬限度額を年額20,000千円以内(同定時株主総会終了後の員数は監査役2名(うち社外監査役2名))としております。当事業年度におきましては、各取締役の報酬等の額については、上述の「a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」に基づいて、2020年2月28日開催の臨時取締役会決議により、代表取締役社長である清水望に一任して決定しております。また、監査役の報酬等については、上述の「a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」に基づいて、2020年2月28日開催の臨時監査役会において、監査役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	78,900	78,900	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	20,700	20,700	—	—	6

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式価値の変動又は配当による利益を享受することを目的として保有する株式を純投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的の株式としています。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

銘柄数及び貸借対照表計上額

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	450	3	450
非上場株式以外の株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額 (千円)	売却損益の合計額 (千円)	評価損益の合計額 (千円)
非上場株式	—	—	△0
非上場株式以外の株式	—	—	—

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2018年12月1日から2019年11月30日まで)及び当連結会計年度(2019年12月1日から2020年11月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2018年12月1日から2019年11月30日まで)及び当事業年度(2019年12月1日から2020年11月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2021年6月1日から2021年8月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年12月1日から2021年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準の内容を適切に把握できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2020年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	872,738	667,702
売掛金	725,292	863,850
商品	10,578	6,352
貯蔵品	37,260	10,309
その他	162,954	116,710
貸倒引当金	△6,701	△4,917
流動資産合計	1,802,122	1,660,008
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	80,735	103,241
その他	43,571	37,034
減価償却累計額	△38,612	△46,159
有形固定資産合計	85,693	94,116
無形固定資産		
のれん	71,201	51,726
顧客関連資産	157,581	138,290
その他	17,621	13,833
無形固定資産合計	246,403	203,850
投資その他の資産		
敷金及び保証金	109,089	100,898
繰延税金資産	48,723	36,171
その他	61,785	47,359
貸倒引当金	△10,203	△5,379
投資その他の資産合計	209,394	179,049
固定資産合計	541,492	477,016
資産合計	2,343,614	2,137,024

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2020年11月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※1 195,004	※1 140,000
1年内返済予定の長期借入金	232,615	155,940
未払金	432,742	521,348
未払費用	115,450	120,269
未払法人税等	106,553	12,822
未払消費税等	57,602	44,580
資産除去債務	—	4,085
販売促進引当金	7,704	8,451
解約調整引当金	38,741	28,733
その他	37,282	40,536
流動負債合計	1,223,697	1,076,766
固定負債		
長期借入金	259,359	181,203
繰延税金負債	41,957	31,637
資産除去債務	29,554	24,990
その他	—	13,971
固定負債合計	330,871	251,801
負債合計	1,554,568	1,328,568
純資産の部		
株主資本		
資本金	238,000	238,000
資本剰余金	179,380	179,380
利益剰余金	406,225	425,635
自己株式	△34,560	△34,560
株主資本合計	789,046	808,456
純資産合計	789,046	808,456
負債純資産合計	2,343,614	2,137,024

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2021年8月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	877,523
売掛金	1,075,313
商品	8,483
貯蔵品	7,991
その他	89,019
貸倒引当金	△5,935
流動資産合計	2,052,394
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	88,575
その他	39,072
減価償却累計額	△48,485
有形固定資産合計	79,162
無形固定資産	
のれん	37,120
顧客関連資産	123,821
その他	10,282
無形固定資産合計	171,224
投資その他の資産	
敷金及び保証金	83,203
繰延税金資産	37,068
その他	8,422
貸倒引当金	△10,174
投資その他の資産合計	118,520
固定資産合計	368,907
資産合計	2,421,301

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2021年8月31日)

負債の部	
流動負債	
短期借入金	140,000
1年内返済予定の長期借入金	141,865
未払金	664,057
未払費用	117,016
未払法人税等	41,035
未払消費税等	45,976
販売促進引当金	9,344
解約調整引当金	72,190
その他	37,849
流動負債合計	1,269,335
固定負債	
長期借入金	168,708
繰延税金負債	26,964
資産除去債務	22,514
その他	11,030
固定負債合計	229,217
負債合計	1,498,553
純資産の部	
株主資本	
資本金	238,000
資本剰余金	179,380
利益剰余金	539,928
自己株式	△34,560
株主資本合計	922,748
純資産合計	922,748
負債純資産合計	2,421,301

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
売上高	8,776,794	7,220,406
売上原価	4,573,602	2,822,495
売上総利益	4,203,192	4,397,910
販売費及び一般管理費	※1 4,084,391	※1 4,340,325
営業利益	118,800	57,584
営業外収益		
受取利息	25	51
助成金収入	—	4,134
保険解約返戻金	18,098	6,800
その他	4,232	1,190
営業外収益合計	22,355	12,177
営業外費用		
支払利息	3,248	5,859
その他	127	—
営業外費用合計	3,375	5,859
経常利益	137,780	63,902
特別利益		
固定資産売却益	※2 425	※2 586
特別利益合計	425	586
特別損失		
投資有価証券評価損	934	0
固定資産除売却損	※3 15,775	※3 3,974
特別損失合計	16,709	3,974
税金等調整前当期純利益	121,495	60,514
法人税、住民税及び事業税	113,443	38,871
法人税等調整額	△31,596	2,232
法人税等合計	81,847	41,104
当期純利益	39,648	19,410
親会社株主に帰属する当期純利益	39,648	19,410

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年12月 1 日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月 1 日 至 2020年11月30日)
当期純利益	39,648	19,410
包括利益	39,648	19,410
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	39,648	19,410

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自 2020年12月1日
至 2021年8月31日)

売上高	6,189,121
売上原価	2,295,107
売上総利益	3,894,013
販売費及び一般管理費	3,752,523
営業利益	141,490
営業外収益	
受取利息	9
保険解約返戻金	30,530
その他	4,014
営業外収益合計	34,553
営業外費用	
支払利息	3,593
営業外費用合計	3,593
経常利益	172,450
特別損失	
固定資産除売却損	5,105
特別損失合計	5,105
税金等調整前四半期純利益	167,345
法人税、住民税及び事業税	58,623
法人税等調整額	△5,569
法人税等合計	53,053
四半期純利益	114,292
親会社株主に帰属する四半期純利益	114,292

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自 2020年12月1日
至 2021年8月31日)

四半期純利益	114,292
四半期包括利益	114,292
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	114,292

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	238,000	179,380	366,577	△34,560	749,397	749,397
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	39,648	—	39,648	39,648
当期変動額合計	—	—	39,648	—	39,648	39,648
当期末残高	238,000	179,380	406,225	△34,560	789,046	789,046

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	238,000	179,380	406,225	△34,560	789,046	789,046
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	19,410	—	19,410	19,410
当期変動額合計	—	—	19,410	—	19,410	19,410
当期末残高	238,000	179,380	425,635	△34,560	808,456	808,456

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年12月 1 日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月 1 日 至 2020年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	121,495	60,514
減価償却費	38,963	42,013
のれん償却額	19,474	19,474
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,159	△1,784
受取利息及び受取配当金	△25	△51
支払利息	3,248	5,859
売上債権の増減額 (△は増加)	△301,848	△138,557
たな卸資産の増減額 (△は増加)	32,071	31,176
固定資産除売却損	15,775	3,974
販売促進引当金の増減額 (△は減少)	△12,200	746
解約調整引当金の増減額 (△は減少)	1,117	△10,008
投資有価証券評価損益 (△は益)	934	0
前払費用の増減額 (△は増加)	△28,063	19,133
未払金の増減額 (△は減少)	123,588	88,605
未払費用の増減額 (△は減少)	14,651	4,820
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△91,069	△11,060
その他	△87,309	36,252
小計	△148,037	151,108
利息及び配当金の受取額	22	11
利息の支払額	△3,108	△5,815
法人税等の支払額	△32,360	△154,930
法人税等の還付額	36,654	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	△146,829	△9,626
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△20,000	△30,001
定期預金の払戻による収入	—	20,000
有形固定資産の取得による支出	△32,817	△14,573
有形固定資産の売却による収入	445	1,731
無形固定資産の取得による支出	△2,565	△4,412
敷金及び保証金の差入による支出	△9,003	△2,993
敷金及び保証金の回収による収入	7,691	11,184
保険積立金の積立による支出	△16,831	—
保険積立金の解約による収入	42,888	15,924
その他	△429	9,737
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30,621	6,596

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	145,000	△55,004
長期借入れによる収入	250,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△229,552	△254,831
その他	—	△2,172
財務活動によるキャッシュ・フロー	165,448	△212,007
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△12,003	△215,037
現金及び現金同等物の期首残高	864,741	852,738
現金及び現金同等物の期末残高	※1 852,738	※1 637,700

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社まるっとチェンジ

株式会社ITサポート

従来、連結子会社であった「株式会社Bestパートナー」は、2018年12月1日付で当社に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品・貯蔵品

総平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

運搬具 2年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間(5年)によっております。また、顧客関連資産及びその他の無形固定資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、主な償却年数は次のとおりであります。

顧客関連資産 9年～11年

その他の無形資産 5年～10年

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②販売促進引当金

サービスの利用者に対するキャッシュバックに備えるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

③解約調整引当金

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生したことによる取引先からの受取手数料の返金に備えるために、短期解約実績率に基づく見込額を計上しております。

(4)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する見積り期間(5年)にわたり定額法により償却を行っております。

(5)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社まるっとチェンジ

株式会社ITサポート

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品・貯蔵品

総平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

運搬具 2年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間(5年)によっております。また、顧客関連資産及びその他の無形固定資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、主な償却年数は次のとおりであります。

顧客関連資産 9年～11年

その他の無形資産 5年～10年

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②販売促進引当金

サービスの利用者に対するキャッシュバックに備えるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

③解約調整引当金

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生したことによる取引先からの受取手数料の返金に備えるために、短期解約実績率に基づく見込額を計上しております。

(4)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する見積り期間(5年)にわたり定額法により償却を行っております。

(5)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年11月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

当連結会計年度(自 2019年12月 1日 至 2020年11月30日)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年 3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年11月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年 7月 4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年 7月 4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第 9号 2019年 7月 4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年 7月 4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年 3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年11月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年11月期の年度末より適用予定であります。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年11月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大防止を目的に緊急事態宣言が発令されたことを受け、一部の他社サービス取次において営業自粛要請がありました。現状、営業自粛要請は緩和されたものの先行きが不透明な状況が続いております。現時点で新型コロナウイルス感染症の拡大規模や収束時期などの合理的な予測は困難ですが、当社グループは入手できる情報を踏まえて、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大以前に比べ保守的に予測しており、その仮定に基づき繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により見積りが変化した場合には、翌連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 当座貸越契約

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2020年11月30日)
当座貸越極度額	150,000千円	250,000千円
借入実行残高	150,000 "	140,000 "
差引額	-千円	110,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
給料及び手当	900,470 千円	948,303 千円
支払手数料	1,065,640 "	1,292,285 "
販売促進引当金繰入額	△12,200 "	746 "
解約調整引当金繰入額	1,117 "	△10,008 "
貸倒引当金繰入額	1,159 "	△2,105 "

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
車両運搬具	425千円	586千円

※3 固定資産除売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
建物附属設備	15,167千円	3,297千円
その他	608 "	676 "
計	15,775千円	3,974千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,604,418	—	—	2,604,418

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	43,200	—	—	43,200

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第4回新株予約権	普通株式	26,900	—	—	26,900	—
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			26,900	—	—	26,900	—

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,604,418	—	—	2,604,418

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	43,200	—	—	43,200

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第4回新株予約権	普通株式	26,900	—	—	26,900	—
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			26,900	—	—	26,900	—

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
現金及び預金	872,738千円	667,702千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△20,000千円	△30,001千円
現金及び現金同等物	852,738千円	637,700千円

(リース取引関係)

前連結会計年度(2019年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年11月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に資金計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い預金等で運用し、また、運転資金を金融機関からの借入により調達しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金、未払法人税等並びに未払消費税等は、原則として3か月以内の支払期日としております。借入金は主に運転資金及び設備投資に関わる資金調達であります。このうち一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、殆どが固定金利であるため、金利の変動リスクは僅少であります。

敷金及び保証金は、主に事務所の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門が財務経理部と連携して、主要な取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社グループの与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を継続して維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注)2を参照ください。)

勘定科目	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	872,738	872,738	—
(2) 売掛金	725,292		
貸倒引当金(※1)	△5,233		
	720,059	720,059	—
(3) 敷金及び保証金	105,979	105,157	△821
資産計	1,698,776	1,697,955	△821
(1) 未払金	432,742	432,742	—
(2) 未払法人税等	106,553	106,553	—
(3) 未払消費税等	57,602	57,602	—
(4) 短期借入金	195,004	195,004	—
(5) 長期借入金(※2)	491,974	491,639	△334
負債計	1,283,876	1,283,541	△334

(※1) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約に伴い支払った敷金であります。時価は、返還予定時期を合理的に見積り、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等、並びに(4) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

当社グループでは、元利金の合計額を、期末日時点の借入利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2019年11月30日)
非上場株式	450
敷金及び保証金	3,109
合計	3,559

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	872,738	—	—	—
売掛金	725,292	—	—	—
敷金及び保証金	—	—	3,423	102,555
合計	1,598,030	—	3,423	102,555

(注) 4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	195,004	—	—	—	—	—
長期借入金	232,615	122,616	89,466	31,977	15,300	—
合計	427,619	122,616	89,466	31,977	15,300	—

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に資金計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い預金等で運用し、また、運転資金を金融機関からの借入により調達しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金、未払法人税等並びに未払消費税等は、原則として3か月以内の支払期日としております。借入金は主に運転資金及び設備投資に関わる資金調達であります。このうち一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、殆どが固定金利であるため、金利の変動リスクは僅少であります。

敷金及び保証金は、主に事務所の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門が財務経理部と連携して、主要な取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社グループの与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき財務経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を継続して維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2を参照ください。)

勘定科目	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	667,702	667,702	—
(2) 売掛金	863,850		
貸倒引当金(※1)	△4,815		
	859,034	859,034	—
(3) 敷金及び保証金	100,449	99,805	△643
資産計	1,627,186	1,626,543	△643
(1) 未払金	521,348	521,348	—
(2) 未払法人税等	12,822	12,822	—
(3) 未払消費税等	44,580	44,580	—
(4) 短期借入金	140,000	140,000	—
(5) 長期借入金(※2)	337,143	336,640	△502
負債計	1,055,894	1,055,392	△502

(※1) 売掛金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含んでおります。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約に伴い支払った敷金であります。時価は、返還予定時期を合理的に見積り、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等、(4) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2020年11月30日)
非上場株式	450
敷金及び保証金	449
合計	899

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	667,702	—	—	—
売掛金	863,850	—	—	—
敷金及び保証金	17,310	—	44,982	38,156
合計	1,548,863	—	44,982	38,156

(注) 4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	140,000	—	—	—	—	—
長期借入金	155,940	122,790	43,113	15,300	—	—
合計	295,940	122,790	43,113	15,300	—	—

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2017年6月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 27名
株式の種類及び付与数	普通株式 104,900株
付与日	2017年6月30日
権利確定条件	権利確定条件は付していません。なお、権利行使条件については、「第4. 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年7月1日～2027年5月31日

	第2回新株予約権
決議年月日	2018年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 15名
株式の種類及び付与数	普通株式 75,000株
付与日	2018年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は付していません。なお、権利行使条件については、「第4. 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年8月1日～2028年6月10日

	第3回新株予約権
決議年月日	2018年8月31日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 27名
株式の種類及び付与数	普通株式 26,600株
付与日	2018年9月15日
権利確定条件	権利確定条件は付していません。なお、権利行使条件については、「第4. 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年10月1日～2028年8月16日

	第5回新株予約権
決議年月日	2019年4月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 20名
株式の種類及び付与数	普通株式 37,100株
付与日	2019年5月20日
権利確定条件	権利確定条件は付していません。なお、権利行使条件については、「第4. 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年6月1日～2029年4月11日

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年11月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2017年6月15日	2018年6月25日	2018年8月31日	2019年4月26日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	104,900	75,000	26,600	—
付与	—	—	—	37,100
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	104,900	75,000	26,600	37,100
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2017年6月15日	2018年6月25日	2018年8月31日	2019年4月26日
権利行使価格(円)	297	297	297	938
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

3. 付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社の自社株式オプションについては、未公開企業であるため、本源的価値の見積りにしております。当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権は時価純資産法に基づき、第5回新株予約権はDCF法に基づき算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額
132,366千円
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
一千円

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2017年6月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 27名
株式の種類及び付与数	普通株式 104,900株
付与日	2017年6月30日
権利確定条件	権利確定条件は付していません。なお、権利行使条件については、「第4. 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年7月1日～2027年5月31日

	第2回新株予約権
決議年月日	2018年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 15名
株式の種類及び付与数	普通株式 75,000株
付与日	2018年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は付していません。なお、権利行使条件については、「第4. 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年8月1日～2028年6月10日

	第3回新株予約権
決議年月日	2018年8月31日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 27名
株式の種類及び付与数	普通株式 26,600株
付与日	2018年9月15日
権利確定条件	権利確定条件は付していません。なお、権利行使条件については、「第4. 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年10月1日～2028年8月16日

	第5回新株予約権
決議年月日	2019年4月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 20名
株式の種類及び付与数	普通株式 37,100株
付与日	2019年5月20日
権利確定条件	権利確定条件は付していません。なお、権利行使条件については、「第4. 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年6月1日～2029年4月11日

	第6回新株予約権
決議年月日	2020年6月1日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 23名
株式の種類及び付与数	普通株式 68,000株
付与日	2020年6月30日
権利確定条件	権利確定条件は付していません。なお、権利行使条件については、「第4. 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年7月1日～2030年5月31日

	第7回新株予約権
決議年月日	2020年10月5日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 20,000株
付与日	2020年10月31日
権利確定条件	権利確定条件は付していません。なお、権利行使条件については、「第4. 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年11月1日～2030年9月30日

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年11月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2017年6月15日	2018年6月25日	2018年8月31日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	104,900	75,000	26,600
付与	—	—	—
失効	36,000	28,500	11,000
権利確定	—	—	—
未確定残	68,900	46,500	15,600
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—
	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2019年4月26日	2020年6月1日	2020年10月5日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	37,100	—	—
付与	—	68,000	20,000
失効	15,200	1,500	—
権利確定	—	—	—
未確定残	21,900	66,500	20,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注)失効した株式は付与した従業員の退職により当社が取得し、消却したことによるものであります。

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2017年6月15日	2018年6月25日	2018年8月31日
権利行使価格(円)	297	297	297
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—
	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2019年4月26日	2020年6月1日	2020年10月5日
権利行使価格(円)	938	1,203	1,203
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—

3. 付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社の自社株式オプションについては、未公開企業であるため、本源的価値の見積りによっております。当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権は時価純資産法に基づき、第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権はDCF法に基づき算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

124,489千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2020年11月30日)
繰延税金資産		
解約調整引当金	12,216千円	9,518千円
貸倒引当金	4,128 "	2,746 "
販売促進引当金	2,665 "	2,923 "
資産除去債務	9,279 "	9,077 "
未払事業税	7,970 "	855 "
投資有価証券評価損	3,927 "	3,926 "
販売促進費否認	4,075 "	4,694 "
税務上の繰越欠損金 (注) 2	77,244 "	91,865 "
その他	1,435 "	5,028 "
繰延税金資産小計	122,942千円	130,634千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△46,580 "	△61,591 "
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△13,808 "	△13,985 "
評価性引当額小計	△60,389 "	△75,577 "
繰延税金資産合計	62,552千円	55,057千円
繰延税金負債		
顧客関連資産	△48,251千円	△42,344千円
資産除去債務に対応する除去費用	△7,062 "	△5,799 "
その他	△472 "	△2,379 "
繰延税金負債合計	△55,786千円	△50,523千円
繰延税金資産(△は負債)の純額(注) 1	6,766千円	4,533千円

(注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2020年11月30日)
固定資産－繰延税金資産	48,723千円	36,171千円
固定負債－繰延税金負債	△41,957 "	△31,637 "

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	77,244	77,244
評価性引当額	—	—	—	—	—	△46,580	△46,580
繰延税金資産	—	—	—	—	—	30,663	(b) 30,663

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金77,244千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産30,663千円を計上しております。当該繰延税金資産30,663千円は、連結子会社株式会社ITサポートにおける税務上の繰越欠損金の残高77,244千円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金につきましては、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分について評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2020年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	91,865	91,865
評価性引当額	—	—	—	—	—	△61,591	△61,591
繰延税金資産	—	—	—	—	—	30,273	(b) 30,273

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金91,865千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産30,273千円を計上しております。当該繰延税金資産30,273千円は、連結子会社株式会社まるっとチェンジ及び連結子会社株式会社ITサポートにおける税務上の繰越欠損金の残高91,865千円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金につきましては、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分について評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2020年11月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	0.2%
住民税均等割等	1.3%	2.4%
法人税額の特別控除等	—	△2.7%
留保金課税による影響額	14.3%	8.7%
のれん償却額	4.9%	9.9%
評価性引当額の増減	18.0%	25.1%
子会社との税率差異	△3.0%	△0.1%
事業税の課税標準差異	△0.3%	△6.1%
その他	0.9%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.4%	67.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

(1)取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

(吸収合併存続会社)

当事企業の名称 株式会社ラストワンマイル

事業内容 情報通信業

(吸収合併消滅会社)

当事企業の名称 株式会社Bestパートナー

事業内容 情報通信業

②企業結合日

2018年12月1日

③企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社Bestパートナー(当社の連結子会社)を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社ラストワンマイル

⑤その他取引の概要に関する事項

当社グループにおける組織効率の向上を目的として本合併を行いました。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社事務所及び支店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は取得時の国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	33,797千円
時の経過による調整額	170千円
資産除去債務の履行による減少	△4,412千円
期末残高	29,554千円

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社事務所及び支店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は取得時の国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	29,554千円
有形固定資産の取得による増加	656千円
時の経過による調整額	222千円
見積りの変更による増加	720千円
資産除去債務の履行による減少	△2,078千円
期末残高	29,075千円

(4) 資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、事務所について、より精緻な見積りが可能となったことから、当該不動産の賃貸借契約に伴う原状回復義務の資産除去債務について見積額の変更を行っております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

当社グループの事業セグメントは、ラストワンマイル事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

当社グループの事業セグメントは、ラストワンマイル事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ハローコミュニケーションズ	3,640,322	ラストワンマイル事業
プレミアムウォーター株式会社	984,236	ラストワンマイル事業

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ブロードサポート	1,080,773	ラストワンマイル事業
プレミアムウォーター株式会社	989,197	ラストワンマイル事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

当社グループの事業セグメントは、ラストワンマイル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

当社グループの事業セグメントは、ラストワンマイル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	清水望	-	-	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 53.89	債務被保証	銀行借入に 対する債務被 保証(注)2	86,396	-	-
							当社不動産賃 借契約の債務 被保証(注) 3	75,209	-	-
役員	秋月帥謙	-	-	当社 専務取締役	(被所有) 直接 6.12	債務被保証	当社不動産賃 借契約の債務 被保証(注) 4	39,914	-	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社は銀行借入の一部に対して、代表取締役社長である清水望より債務保証を受けております。取引金額には、保証被債務の当連結会計年度末残高を記載しております。これに係る保証料の支払いはありません。
3. 当社は、本社及び一部の不動産賃貸借契約に対して代表取締役清水望より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額には、年間賃借料を記載しており、保証料の支払は行っておりません。
4. 当社は、本社の不動産賃貸借契約に対して取締役秋月帥謙より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の被債務保証の取引金額には、年間賃借料を記載しており、保証料の支払は行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	清水望	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 53.89	債務被保証	当社不動産貸 借契約の債 務被保証(注) 2	76,677	—	—
役員	秋月帥謙	—	—	当社 専務取締役	(被所有) 直接 6.12	債務被保証	当社不動産貸 借契約の債 務被保証(注) 3,4	20,343	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社は、本社及び一部の不動産賃貸借契約に対して代表取締役清水望より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しており、保証料の支払は行っておりません。

3. 当社は、本社の不動産賃貸借契約に対して取締役秋月帥謙より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しており、保証料の支払は行っておりません。なお、当該債務被保証については当連結会計年度中に解消しております。

4. 専務取締役秋月帥謙は、2020年12月1日付で取締役副社長に就任しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
1株当たり純資産額	308.07円	315.65円
1株当たり当期純利益金額	15.48円	7.58円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が算定できませんので、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	39,648	19,410
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	39,648	19,410
普通株式の期中平均株式数(株)	2,561,218	2,561,218
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の数2,705個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況の内容に記載のとおりであります。	新株予約権7種類(新株予約権の数2,663個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況の内容に記載のとおりであります。

【注記事項】

(追加情報)

当社グループは、前連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大防止を目的に緊急事態宣言が発令されたことを受け、一部の他社サービス取次において営業自粛要請がありました。前連結会計年度末時点で営業自粛要請は緩和されたものの先行きが不透明な状況となっており、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大以前に比べ保守的に予測しており、その仮定に基づき繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行ってまいりました。当社グループは、第3四半期連結会計期間末においても、当該仮定について重要な変更を行っていません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間における減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年8月31日)
減価償却費	31,243 千円
のれんの償却額	14,606 〃

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 2020年12月1日 至 2021年8月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 2020年12月1日 至 2021年8月31日)

当社グループの事業セグメントは、ラストワンマイル事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	44.62
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	114,292
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	114,292
普通株式の期中平均株式数(株)	2,561,218
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	195,004	140,000	0.758	—
1年内返済予定の長期借入金	232,615	155,940	0.678	2020年12月25日～ 2021年11月30日
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	259,359	181,203	0.685	2021年12月25日～ 2024年8月31日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	686,978	477,143	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	122,790	43,113	15,300	—

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年11月30日)	当事業年度 (2020年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	508,593	248,913
売掛金	413,419	631,630
商品	7,762	6,352
貯蔵品	26,099	10,211
前払費用	68,572	48,862
未収入金	※1 195,940	※1 124,487
その他	51,425	80,604
貸倒引当金	△3,870	△4,207
流動資産合計	1,267,941	1,146,854
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	62,125	86,564
工具、器具及び備品	9,097	9,380
リース資産	—	18,000
建設仮勘定	21,230	272
減価償却累計額	△21,566	△32,608
有形固定資産合計	70,886	81,609
無形固定資産		
のれん	25,610	18,292
商標権	2,749	6,226
ソフトウェア	8,719	4,417
顧客関連資産	43,833	39,219
無形固定資産合計	80,913	68,156
投資その他の資産		
投資有価証券	450	450
子会社株式	336,284	329,990
出資金	30	10
長期貸付金	※1 190,833	※1 237,500
敷金及び保証金	94,460	91,739
長期前払費用	1,737	1,324
破産更生債権等	7,752	5,379
その他	49,320	40,196
貸倒引当金	△8,897	△181,611
投資その他の資産合計	671,971	524,977
固定資産合計	823,771	674,743
資産合計	2,091,712	1,821,597

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年11月30日)	当事業年度 (2020年11月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※2 150,000	※2 90,000
1年内返済予定の長期借入金	226,983	137,219
リース債務	—	3,817
未払金	277,711	402,038
未払費用	115,449	120,269
未払法人税等	64,031	12,529
前受金	628	—
預り金	7,840	9,148
資産除去債務	—	4,085
解約調整引当金	443	10,596
その他	23,713	23,316
流動負債合計	866,800	813,020
固定負債		
長期借入金	257,294	158,963
リース債務	—	13,971
繰延税金負債	7,127	1,302
資産除去債務	23,782	20,597
固定負債合計	288,204	194,834
負債合計	1,155,004	1,007,854
純資産の部		
株主資本		
資本金	238,000	238,000
資本剰余金		
資本準備金	200,554	200,554
資本剰余金合計	200,554	200,554
利益剰余金		
利益準備金	7,800	7,800
その他利益剰余金		
特別償却準備金	1,260	535
繰越利益剰余金	523,652	401,412
利益剰余金合計	532,713	409,748
自己株式	△34,560	△34,560
株主資本合計	936,707	813,742
純資産合計	936,707	813,742
負債純資産合計	2,091,712	1,821,597

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年12月 1 日 至 2019年11月30日)	当事業年度 (自 2019年12月 1 日 至 2020年11月30日)
売上高	※1 2,580,909	※1 4,159,442
売上原価	1,416,154	2,785,078
売上総利益	1,164,754	1,374,363
販売費及び一般管理費	※2 937,266	※2 1,289,860
営業利益	227,488	84,502
営業外収益		
受取利息	※1 357	※1 2,108
助成金収入	—	4,134
保険解約返戻金	18,098	6,800
その他	3,855	1,113
営業外収益合計	22,311	14,157
営業外費用		
支払利息	3,108	5,230
貸倒引当金繰入額	—	176,231
その他	105	—
営業外費用合計	3,214	181,462
経常利益又は経常損失(△)	246,585	△82,801
特別利益		
固定資産売却益	425	—
特別利益合計	425	—
特別損失		
投資有価証券評価損	934	0
関係会社株式評価損	—	6,294
固定資産除売却損	※3 9,922	※3 1,492
抱合せ株式消滅差損	756	—
特別損失合計	11,612	7,786
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	235,397	△90,588
法人税、住民税及び事業税	66,246	38,202
法人税等調整額	3,290	△5,825
法人税等合計	69,537	32,376
当期純利益又は当期純損失(△)	165,860	△122,965

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)		当事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 商品売上原価					
1. 期首商品たな卸高		11,489		7,762	
2. 商品仕入高		1,239,939		2,189,499	
合計		1,251,428		2,197,261	
3. 期末商品たな卸高		7,762	1,243,666	6,352	2,190,909
			87.8		78.7
II 業務委託費			172,487		594,168
			12.2		21.3
当期売上原価			1,416,154		2,785,078
			100.0		100.0

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	特別償却準備金	
当期首残高	238,000	200,554	200,554	7,800	1,260	357,792	366,852
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	—	—	165,860	165,860
当期変動額合計	—	—	—	—	—	165,860	165,860
当期末残高	238,000	200,554	200,554	7,800	1,260	523,652	532,713

	株主資本		
	自己株式	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	△34,560	770,847	770,847
当期変動額			
当期純利益	—	165,860	165,860
当期変動額合計	—	165,860	165,860
当期末残高	△34,560	936,707	936,707

当事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	特別償却準備金	
当期首残高	238,000	200,554	200,554	7,800	1,260	523,652	532,713
当期変動額							
当期純損失(△)	—	—	—	—	—	△122,965	△122,965
特別償却準備金の 取崩	—	—	—	—	△725	725	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△725	△122,239	△122,965
当期末残高	238,000	200,554	200,554	7,800	535	401,412	409,748

	株主資本		
	自己株式	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	△34,560	936,707	936,707
当期変動額			
当期純損失(△)	—	△122,965	△122,965
特別償却準備金の 取崩	—	—	—
当期変動額合計	—	△122,965	△122,965
当期末残高	△34,560	813,742	813,742

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品・貯蔵品

総平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

運搬具 2年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間(5年)によっております。また、顧客関連資産及び商標権については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、主な償却年数は次のとおりであります。

顧客関連資産 11年

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 解約調整引当金

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生したことによる取引先からの受取手数料の返金に備えるために、短期解約実績率に基づく見込額を計上しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する見積り期間(5年)にわたり定額法により償却を行っております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品・貯蔵品

総平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リースを資産除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

運搬具 2年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産(リースを資産除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間(5年)によっております。また、顧客関連資産及び商標権については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、主な償却年数は次のとおりであります。

顧客関連資産 11年

商標権 10年

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 解約調整引当金

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生したことによる取引先からの受取手数料の返金に備えるために、短期解約実績率に基づく見込額を計上しております

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する見積り期間(5年)にわたり定額法により償却しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

前事業年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大による当社への影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、その収束状況によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年11月30日)	当事業年度 (2020年11月30日)
未収入金	184,776千円	123,951千円
長期貸付金	190,833 "	237,500 "

※2 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次の通りであります。

	前事業年度 (2019年11月30日)	当事業年度 (2020年11月30日)
当座貸越極度額	150,000千円	200,000千円
借入実行残高	150,000 "	90,000 "
差引額	一千円	110,000千円

3 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2019年11月30日)	当事業年度 (2020年11月30日)
株式会社まるっとチェンジ	41,668千円	88,896千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高には以下のものが含まれております。

	前事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
売上高	790,203千円	928,877千円
受取利息	343 "	2,060 "

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度5%、当事業年度14%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度91%、当事業年度86%であります。販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
給料及び手当	255,261千円	358,160千円
外注費	130,197 "	203,486 "
減価償却費	16,554 "	22,387 "
のれん償却額	7,317 "	7,317 "
販売促進引当金繰入額	△6,810 "	- "
解約調整引当金繰入額	△6 "	10,153 "
貸倒引当金繰入額	△10,695 "	△819 "

※3 固定資産除売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
建物附属設備	9,505千円	1,018千円
工具、器具及び備品	416 "	473 "
計	9,922千円	1,492千円

(有価証券関係)

前事業年度(2019年11月30日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2019年11月30日)
子会社株式	336,284
計	336,284

当事業年度(2020年11月30日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2020年11月30日)
子会社株式	329,990
計	329,990

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	前事業年度	当事業年度
	(2019年11月30日)	(2020年11月30日)
解約調整引当金	135 千円	3,244 千円
貸倒引当金	3,909 "	56,897 "
資産除去債務	7,282 "	7,557 "
未払事業税	3,721 "	855 "
投資有価証券評価損	3,062 "	3,062 "
販売促進費否認	949 "	1,274 "
その他	1,435 "	6,955 "
繰延税金資産小計	20,495 千円	79,847 千円
評価性引当額	△7,820 千円	△64,071 千円
繰延税金資産合計	12,675 千円	15,775 千円
繰延税金負債		
顧客関連資産	△13,421 千円	△12,009 千円
資産除去債務に対応する除去費用	△5,908 "	△4,832 "
その他	△472 "	△236 "
繰延税金負債合計	△19,802 千円	△17,077 千円
繰延税金資産(△は負債)純額	△7,127 千円	△1,302 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しています。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	62,125	25,556	1,118	86,564	24,574	9,150	61,990
工具、器具及び備品	9,097	2,696	2,413	9,380	5,934	1,691	3,446
リース資産	—	18,000	—	18,000	2,100	2,100	15,900
建設仮勘定	21,230	272	21,230	272	—	—	272
有形固定資産計	92,453	46,525	24,761	114,217	32,608	12,941	81,609
無形固定資産							
のれん	36,585	—	—	36,585	18,292	7,317	18,292
商標権	2,959	4,005	—	6,965	738	528	6,226
ソフトウェア	21,513	—	—	21,513	17,096	4,302	4,417
顧客関連資産	50,755	—	—	50,755	11,535	4,614	39,219
無形固定資産計	111,813	4,005	—	115,819	47,663	16,762	68,156

(注) 1. 当期増加額の主なものは、次のとおりであります。

建物附属設備	事務所内部造作	25,556千円
リース資産	農機具	18,000千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	12,767	185,818	2,361	10,406	185,818
解約調整引当金	443	10,596	443	—	10,596

(注) 1. 貸倒引当金の「当期増加額」は、主に個別引当に伴う貸倒引当金繰入額の計上によるものであります。

2. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日、毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://lomgrp.co.jp/genre/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年4月26日	清水 望	東京都板橋区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)	柳田 拓也	東京都江東区	特別利害関係者等(当社の子会社の代表取締役社長)	1,000	938,000(938)(注)4	経営参画意識向上のため
2019年4月26日	清水 望	東京都板橋区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)	宮野 貴行	東京都港区	特別利害関係者等(当社の取締役)	1,000	938,000(938)(注)4	経営参画意識向上のため
2019年11月15日	宮野 貴行	東京都港区	特別利害関係者等(当社の取締役)	工藤 健二	東京都豊島区	特別利害関係者等(当社の取締役)	1,000	938,000(938)(注)4	経営参画意識向上のため
2020年10月30日	株式会社スマイル代表取締役今吉 友一	福岡県福岡市南区向野一丁目18番22号	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	株式会社エアトリ代表取締役柴田 裕亮	東京都港区愛宕二丁目5番1号	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	91,155	109,659,465(1,203)(注)4	資本業務提携に伴う当社要請に応じる形での売却

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2018年12月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしてされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
- DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2019年5月20日	2020年6月30日	2020年10月31日
種類	第5回新株予約権 (ストックオプション)	第6回新株予約権 (ストックオプション)	第7回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 37,100株	普通株式 68,000株	普通株式 20,000株
発行価格	938円(注)2	1,203円(注)2	
資本組入額	469円	601.5円	
発行価額の総額	34,799,800円	81,804,000円	24,060,000円
資本組入額の総額	17,399,900円	40,902,000円	12,030,000円
発行方法	2019年4月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2020年6月1日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2020年10月5日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)3	

(注)1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2020年11月30日であります。
2. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき938円	1株につき1,203円	
行使期間	自 2021年6月1日 至 2029年4月11日	自 2022年7月1日 至 2030年5月31日	自 2022年11月1日 至 2030年9月30日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載しております。		

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
秋月 帥謙	東京都江東区	会社役員	7,000	6,566,000 (938)	特別利害関係者等 (当社の取締役)及 び大株主上位10名
江目 直用	東京都新宿区	会社員	3,000	2,814,000 (938)	従業員
河本 真見	千葉県柏市	会社員	1,500	1,407,000 (938)	従業員
宮崎 敬史	千葉県柏市	会社員	1,000	938,000 (938)	従業員
山田 剛聖	東京都北区	会社員	1,000	938,000 (938)	従業員
本田 悟司	埼玉県上尾市	会社員	1,000	938,000 (938)	従業員
成毛 佑一	千葉県柏市	会社員	1,000	938,000 (938)	従業員
藤江 貴大	福岡県福岡市博多区	会社員	1,000	938,000 (938)	従業員
坂田 陽平	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	1,000	938,000 (938)	従業員
末永 勝正	東京都練馬区	会社員	1,000	938,000 (938)	従業員
畠山 慎司	宮城県塩竈市	会社員	1,000	938,000 (938)	従業員
神山 千明	福岡県福岡市博多区	会社員	500	469,000 (938)	従業員
藤森 裕己	福岡県福岡市博多区	会社員	500	469,000 (938)	従業員
久木宮 然	福岡県福岡市博多区	会社員	400	375,200 (938)	従業員
藤原 祥子	福岡県福岡市博多区	会社員	300	281,400 (938)	従業員
中田 博之	福岡県福岡市西区	会社員	300	281,400 (938)	従業員
中田 篤志	福岡県福岡市博多区	会社員	300	281,400 (938)	従業員
脇 瑞穂	福岡県福岡市東区	会社員	100	93,800 (938)	従業員

(注)付与対象者の内、本書提出日までに、従業員3名が退職し、新株予約権割当契約書の規定に基づき、15,200株の権利を当社が無償で譲り受けているため、当該従業員につきましては記載しておりません。なお、当該15,200株の権利は消却済であります。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
久木宮 美和	福岡県福岡市博多区	会社役員	20,000	24,060,000 (1,203)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
末永 壽蔵	神奈川県川崎市宮前区	会社員	16,000	19,248,000 (1,203)	従業員
工藤 健二	東京都板橋区	会社役員	7,000	8,421,000 (1,203)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
松谷 領真	神奈川県横浜市青葉区	会社員	3,500	4,210,500 (1,203)	従業員
飯島 有騎	東京都大田区	会社員	3,000	3,609,000 (1,203)	従業員
勝村 聡一郎	東京都渋谷区	会社員	2,500	3,007,500 (1,203)	従業員
宮崎 敬史	千葉県柏市	会社員	2,000	2,406,000 (1,203)	従業員
成毛 佑一	千葉県柏市	会社員	1,000	1,203,000 (1,203)	従業員
緒方 勇哉	東京都東久留米市	会社員	1,000	1,203,000 (1,203)	従業員
山城 寛信	神奈川県相模原市中央区	会社員	1,000	1,203,000 (1,203)	従業員
植草 泰貴	東京都練馬区	会社員	1,000	1,203,000 (1,203)	従業員
小森 啓輔	東京都練馬区	会社員	1,000	1,203,000 (1,203)	従業員
柳本 仁	東京都豊島区	会社員	1,000	1,203,000 (1,203)	従業員
池田 勤	東京都武蔵野市	会社員	1,000	1,203,000 (1,203)	従業員
太田 光	埼玉県志木市	会社員	1,000	1,203,000 (1,203)	従業員
西山 和子	埼玉県富士見市	会社員	500	601,500 (1,203)	従業員
細見 美奈子	東京都杉並区	会社員	500	601,500 (1,203)	従業員
佐藤 亜美	東京都練馬区	会社員	500	601,500 (1,203)	従業員

渡辺 佳菜	東京都豊島区	会社員	500	601,500 (1,203)	従業員
堀 大輔	東京都練馬区	会社員	500	601,500 (1,203)	従業員
成田 未希	埼玉県上尾市	会社員	500	601,500 (1,203)	従業員
川島 諒平	東京都墨田区	会社員	500	601,500 (1,203)	従業員

(注)付与対象者の内、本書提出日までに、従業員3名が退職し、新株予約権割当契約書の規定に基づき、2,500株の権利を当社が無償で譲り受けているため、当該従業員につきましては記載しておりません。なお、当該2,500株の権利の内、1,500株の権利は消却済であり、1,000株の権利は2021年10月31日をもって消却予定であります。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
齊藤 悟志	東京都中央区	会社員	20,000	24,060,000 (1,203)	従業員

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称		住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)
清水 望	※1, 2	東京都板橋区	1,396,400 (16,000)	49.39 (0.57)
株式会社光通信	※1	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 光ウエストゲートビル	200,000	7.07
株式会社プレミアムウォーターホールディングス	※1	東京都渋谷区神宮前一丁目4番16号 (登記簿本店住所：山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1)	186,900 (26,900)	6.61 (0.95)
秋月 帥謙	※1, 3	東京都江東区	167,000 (10,000)	5.91 (0.35)
渡辺 誠	※1, 3	福岡県福岡市南区	108,900	3.85
株式会社スマイル	※1, 4	福岡県福岡市南区向野一丁目18番22号	106,845	3.78
株式会社エアトリ	※1	東京都港区愛宕二丁目5番1号	91,155	3.22
SSSE0株式会社	※1	東京都港区港南一丁目9番36号 アレア品川13階	64,800	2.29
株式会社ベクトル	※1	東京都港区赤坂四丁目15番1号 赤坂ガーデンシティ18階	62,500	2.21
100キャピタル1号 投資事業有限責任組合	※1	東京都港区赤坂四丁目15番1号	62,500	2.21
日本アジア投資株式会社		東京都千代田区九段北三丁目2番4号	37,500	1.33
ジャパンベストレスキューシステム 株式会社		愛知県名古屋市中区錦一丁目10番20号	29,898	1.06
市川 康平	※3	埼玉県朝霞市	29,000 (23,000)	1.03 (0.81)
綿引 一		東京都港区	28,710	1.02
久木宮 美和	※3	福岡県福岡市博多区	24,455 (20,000)	0.86 (0.71)
株式会社Wiz		東京都豊島区南大塚二丁目25番15号	21,600	0.76
工藤 健二	※3, 5	東京都板橋区	21,000 (20,000)	0.74 (0.71)
齊藤 悟志	※7	東京都中央区	20,000 (20,000)	0.71 (0.71)
末永 壽藏	※7	神奈川県川崎市宮前区	20,000 (20,000)	0.71 (0.71)
柳田 拓也	※5, 7	東京都江東区	13,000 (12,000)	0.46 (0.42)
株式会社日本財託		東京都新宿区西新宿一丁目22番2号 新宿サンエービル10階	12,500	0.44
みずほ成長支援第2号 投資事業有限責任組合		東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	12,500	0.44
氣仙 直用	※7	東京都新宿区	10,000 (10,000)	0.35 (0.35)
松隈 苗加	※7	東京都板橋区	5,000 (5,000)	0.18 (0.18)
宮崎 敏史	※7	千葉県柏市	5,000 (5,000)	0.18 (0.18)
今吉 友一		福岡県福岡市博多区	4,455	0.16

菅野 恵一	※7	東京都豊島区	4,000 (4,000)	0.14 (0.14)
阿部 直樹	※7	東京都品川区	4,000 (4,000)	0.14 (0.14)
本田 悟司	※7	神奈川県茅ヶ崎市	4,000 (4,000)	0.14 (0.14)
高橋 哲朗	※7	宮城県多賀城市	4,000 (4,000)	0.14 (0.14)
馬場 亮治	※3	福岡県福岡市南区	3,750	0.13
尾崎 充	※6	東京都目黒区	3,750	0.13
成毛 佑一	※7	千葉県柏市	3,700 (3,700)	0.13 (0.13)
松谷 領真	※7	神奈川県横浜市青葉区	3,500 (3,500)	0.12 (0.12)
久木 宮 然	※7	福岡県福岡市博多区	3,400 (3,400)	0.12 (0.12)
松隈 功祐	※7	東京都板橋区	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
河本 真見	※7	千葉県柏市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
藤井 裕一郎	※7	埼玉県ふじみ野市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
飯島 有騎	※7	東京都大田区	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
緒方 勇哉	※7	東京都東久留米市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
藤江 貴大	※7	福岡県福岡市博多区	2,500 (2,500)	0.09 (0.09)
坂田 陽平	※7	東京都練馬区	2,500 (2,500)	0.09 (0.09)
勝村 聡一郎	※7	東京都渋谷区	2,500 (2,500)	0.09 (0.09)
中屋 有紀	※7	福岡県糟屋郡	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
甲斐 克	※7	福岡県福岡市南区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
宮崎 鉄平	※7	福岡県福岡市城南区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
江口 雄司	※7	福岡県福岡市博多区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
山田 剛聖	※7	東京都北区	1,700 (1,700)	0.06 (0.06)
末永 勝正	※7	東京都練馬区	1,500 (1,500)	0.05 (0.05)
畠山 慎司	※7	宮城県塩竈市	1,500 (1,500)	0.05 (0.05)
田尻 千尋	※7	福岡県大野城市	1,500 (1,500)	0.05 (0.05)
松井 香	※7	東京都練馬区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
神山 千明	※7	福岡県福岡市博多区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
山城 寛信	※7	神奈川県相模原市中央区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
植草 泰貴	※7	東京都練馬区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)

小森 啓輔	※7	埼玉県所沢市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
柳本 仁	※7	東京都豊島区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
池田 勤	※7	東京都杉並区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
太田 光	※7	埼玉県志木市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
加藤 真志	※7	宮城県仙台市若林区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
藤森 裕己	※7	福岡県福岡市博多区	600 (600)	0.02 (0.02)
脇 瑞徳	※7	福岡県福岡市博多区	600 (600)	0.02 (0.02)
西山 和子	※7	埼玉県富士見市	500 (500)	0.02 (0.02)
細見 美奈子	※7	東京都杉並区	500 (500)	0.02 (0.02)
佐藤 亜美	※7	東京都練馬区	500 (500)	0.02 (0.02)
渡辺 佳菜	※7	東京都豊島区	500 (500)	0.02 (0.02)
堀 大輔	※7	東京都練馬区	500 (500)	0.02 (0.02)
成田 未希	※7	埼玉県上尾市	500 (500)	0.02 (0.02)
川島 諒平	※7	東京都目黒区	500 (500)	0.02 (0.02)
藤原 祥子	※7	福岡県福岡市博多区	400 (400)	0.01 (0.01)
中田 博之	※7	福岡県福岡市西区	400 (400)	0.01 (0.01)
中田 篤志	※7	福岡県福岡市博多区	400 (400)	0.01 (0.01)
山道 賢治	※7	福岡県福岡市南区	100 (100)	0.00 (0.00)
渡邊 友貴	※7	福岡県福岡市博多区	100 (100)	0.00 (0.00)
計			2,827,518 (266,300)	100.00 (9.42)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10名)
 - 2 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
 - 3 特別利害関係者等(当社取締役)
 - 4 特別利害関係者等(役員等により議決権の過半数が所有されている会社)
 - 5 特別利害関係者等(当社子会社の代表取締役社長)
 - 6 特別利害関係者等(当社の監査役)
 - 7 当社の従業員
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2021年10月13日

株式会社ラストワンマイル

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 秀 仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梶 尾 拓 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラストワンマイルの2018年12月1日から2019年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラストワンマイル及び連結子会社の2019年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月13日

株式会社ラストワンマイル
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀仁
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梶尾 拓郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラストワンマイルの2019年12月1日から2020年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラストワンマイル及び連結子会社の2020年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証

拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年10月13日

株式会社ラストワンマイル

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀仁
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梶尾 拓郎
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラストワンマイルの2020年12月1日から2021年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年6月1日から2021年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年12月1日から2021年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ラストワンマイル及び連結子会社の2021年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作

成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月13日

株式会社ラストワンマイル
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀仁
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梶尾 拓郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラストワンマイルの2018年12月1日から2019年11月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラストワンマイルの2019年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月13日

株式会社ラストワンマイル

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀仁
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梶尾 拓郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラストワンマイルの2019年12月1日から2020年11月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラストワンマイルの2020年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど

うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

LASTONEMILE